

議案第33号

尾道市過疎地域持続的発展計画の策定について

尾道市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

提案理由

過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、令和8年度から令和12年度までを計画年次とする過疎地域持続的発展計画を策定するものである。

尾道市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

(案)

広島県尾道市

目次

1	基本的な事項	1
	(1) 地域の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	5
	(3) 行財政の状況	10
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
	(7) 計画期間	16
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
3	産業の振興	22
4	地域における情報化	29
5	交通施設の整備、交通手段の確保	30
6	生活環境の整備	34
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
8	医療の確保	42
9	教育の振興	44
10	集落の整備	48
11	地域文化の振興等	50
12	再生可能エネルギーの利用の推進	51
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	52
	事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	53

1 基本的な事項

(1) 地域の概況

ア 自然的条件

【御調地域】

広島県の東南部に位置し、本市の北部地域にあります。北には標高 699m の宇根山、南には竜王山をはじめとした、標高 300～400m 前後の山々が点在し、三面を山に囲まれています。

【向島地域】

広島県の東南部に位置し、本市の南部地域にあり、尾道水道を挟み本州と対峙する向島の西側約 3 分の 2 と、その西側に隣接する岩子島から構成されています（向島の東側約 3 分の 1 は旧尾道市）。向島の南部にある標高 283m の高見山は瀬戸内海国立公園の第 2 種特別地域に指定されています。

【因島地域】

広島県の東南部、愛媛県との県境に位置し、本市の南部地域にあります。因島、生口島の一部、細島及び小細島の 4 島から構成され、平地の少ない島特有の地形で、急傾斜地が多く山林が大半を占めています。

【瀬戸田地域】

広島県の東南部、愛媛県との県境に位置し、本市の南部地域にあります。瀬戸内海国立公園の中央に浮かぶ生口島と高根島から構成されています（生口島の一部は旧因島市）。

イ 歴史的条件

【御調地域】

菅野・上川辺・市・河内・今津野・奥・諸田の一部 7 か村が昭和 30 年 2 月 1 日に合併して、「御調町」となりました。

その後、昭和 31 年 9 月 30 日に大字三郎丸のうち、下組と中組が府中市に編入されました。

平成 17 年 3 月 28 日に尾道市と合併し、「尾道市御調町」となり、現在に至っています。

【向島地域】

向島西村が昭和 25 年 10 月 1 日に町制を施行して向島町となり、昭和 29 年 3 月 31 日に岩子島村と、昭和 30 年 4 月 1 日に立花村と合併しました。

平成 17 年 3 月 28 日に尾道市と合併し、「尾道市向島町」となり、現在に至っています。

【因島地域】

昭和 28 年 5 月 1 日に土生町・田熊町・三庄町・大浜村・重井村・中庄村・東生口村が合併して「因島市」となりました。

その後、平成 18 年 1 月 10 日に尾道市と合併し、「尾道市因島土生町」、「尾道市因島田熊町」、「尾道市因島三庄町」、「尾道市因島大浜町」、「尾道市因島重井町」、「尾道市因島中庄町」、「尾道市因島鏡浦町」、「尾道市因島椋浦町」、「尾道市因島外浦町」、「尾道市因島原町」、「尾道市因島洲江町」となり、現在に至っています。

【瀬戸田地域】

明治 22 年 4 月 1 日に瀬戸田町と沢村が合併して瀬戸田町となりました。

その後、昭和 12 年 4 月 1 日に西生口村、昭和 19 年 1 月 1 日に北生口村・名荷村・高根島村の 3 か村、さらに昭和 30 年 4 月 1 日に南生口村と合併しました。

平成 18 年 1 月 10 日には尾道市と合併し、「尾道市瀬戸田町」となり、現在に至っています。

ウ 社会的条件

【御調地域】

福山市・府中市・三原市・世羅町の3市1町に隣接し、地域中心部から、平成27年3月に全線開通した中国横断自動車道尾道松江線（以下「中国やまなみ街道」という。）の尾道北ICまで車で5分、山陽自動車道尾道IC及び三原久井ICまで車で約15分程度であり、広島空港へも至便の位置にあり、高速交通の条件は極めて優れています。

また、公立みつぎ総合病院と御調保健福祉センターを中心とした保健・医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築に全国に先駆けて取り組み、「福祉の町」として全国的に脚光を浴びる等、「安心して住めるまち」として発展してきました。

【向島地域】

本州と向島は、昭和43年に開通した尾道大橋と平成11年に開通した新尾道大橋で結ばれ、向島と岩子島も昭和43年に開通した向島大橋で結ばれています。向島は本市と愛媛県今治市を結ぶ西瀬戸自動車道（以下「瀬戸内しまなみ海道」という。）の広島県側の最初の島で向島ICがあり、山陽自動車道も福山西ICまで車で約10分と高速交通も至便です。

北部一帯は工業や商業施設が集積し、尾道水道を挟み本州と複数の航路で結ばれ往来も盛んで、旧尾道市のベッドタウンにもなっています。また、日本一の長寿村として脚光を浴びたこともある立花地区等の南西部は、以前は複数の海水浴場を有し、都市部から近い海洋レジャーの場として、豊かな自然と多島美を誇る国立公園高見山とともに多くの観光客が訪れる等、定住と交流のまちとして発展してきました。

【因島地域】

瀬戸内海のほぼ中央に位置し、本市と愛媛県今治市を結ぶ瀬戸内しまなみ海道が島の中央を通っており、本地域と三原市、愛媛県今治市、上島町を旅客船やフェリーで結ぶ航路は、住民の貴重な交通手段となっています。

また、瀬戸内海国立公園区域に指定された白滝山・青影山・奥山周辺の自然や、因島運動公園、因島アメニティ公園、因島フラワーセンターといった広域交流に資する施設等、魅力ある地域資源による交流人口の拡大と、基幹産業である造船業や柑橘類を中心とした特産物の生産により発展してきました。

【瀬戸田地域】

愛媛県の県境に隣接し、本市と愛媛県今治市を結ぶ瀬戸内しまなみ海道が、島の南部を通っています。本市中心部とはこの瀬戸内しまなみ海道でつながり、山陽自動車道を経由して、広島空港まで車で約1時間程度と、高速交通の条件は高い水準にあります。

また、昭和28年の耕三寺博物館の開館以来多くの観光客が訪れ、平成11年の瀬戸内しまなみ海道開通を目標に観光拠点づくりを進め、ベル・カントホール、サンセットビーチ、平山郁夫美術館、シトラスパーク等の拠点施設を整備し、観光のまちとして発展してきました。

エ 経済的條件

【御調地域】

本地域を西から東に流れる御調川沿いの平地では水稻栽培が行われており、米作を中心とした農業と、非鉄金属製造業を中心とした工業が地域の基幹産業であるとともに、医療・福祉分野

においても雇用を創出しています。

また、平成 14 年に開業し、平成 27 年にリニューアルオープンした道の駅「クロスロードみつぎ」、平成 18 年に開業し、温浴施設を併設した「尾道ふれあいの里」により、多くの観光客が訪れています。平成 27 年 3 月に全線開通した中国やまなみ街道や現在整備中の（仮称）御調文化会館により、更なる活性化が期待されます。

【向島地域】

柑橘や野菜、花卉栽培等の農業と、尾道水道沿いを中心に立地する造船業をはじめとする製造業が、地域の基幹産業となっています。

平成 11 年に開通した瀬戸内しまなみ海道の広島県側の起点となる島で、至便な交通と豊かな自然が絶妙なバランスで織り成す環境を背景に、昨今は移住者に人気のエリアで個性溢れる出店も相次ぐ等、若者やサイクリストを中心に来島者が増加しており、新たな観光スポットとしての活性化が期待されます。

【因島地域】

本地域は恵まれた自然環境を背景に、野菜・果樹等の活力ある産地が形成されているほか、造船業ではこれまで蓄積してきた経験や技術の継承、担い手の確保支援が推進されています。近年は、既存企業の育成だけでなく、健康食品の製造や農産物の品種改良等、業種の拡大も進んでいます。

また、平成 28 年には『“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー』が「日本遺産」に認定され、令和 7 年度に他のモデルとなる地域として重点支援地域に選定されました。今後も、地域の文化資源を活かした魅力発信と更なる地域活性化が期待されます。

【瀬戸田地域】

地域の基幹産業は、柑橘栽培を中心とした農業と、造船業を中心とした製造業、耕三寺博物館・平山郁夫美術館等を訪れる観光客を対象とした観光産業からなっています。

今後は、個性ある芸術・文化資源の集積、豊かな海洋性レクリエーション資源や自然環境及び柑橘の島としての特性を活かし、交流と定住に向けた都市機能の充実を図るとともに、瀬戸内の広域観光の重要な拠点として、サイクリング等を活用した瀬戸内しまなみ海道周辺地域の振興に先導的役割を發揮していくことが期待されます。

オ 過疎の状況

【御調地域】

昭和 30 年代に入り、農業収入を主とした地域の経済基盤は、経済及び就業構造の変化により大きく影響を受け、地域の人口は次第に減少してきました。

こうした中、若者のUターンと近隣の福山・尾道・府中・三原各市のベッドタウン化を意図して、道路網の整備や産業基盤の整備等に重点を置くとともに、保健・医療・介護・福祉施設の計画的な整備を行ってきました。

しかし、本地域では、少子高齢化とも相まって、特に、御調川流域を除く中山間地域の集落で、集落機能の崩壊のおそれが生じる等、過疎化が進んでいます。

【向島地域】

昭和 40 年代後半からの柑橘類の価格低迷と、昭和 50 年代当初から始まった造船不況により、

それまで増加してきた人口は、昭和 50 年を境に一転して減少に転じました。

こうした中、農業振興、定住・交流人口の増大を目指し、その拠点となる施設の整備を進めてきました。

しかし、本地域では平成に入ってから、少子高齢化とも相まって人口減少が進んでいます。

【因島地域】

本地域は造船業によって栄えてきましたが、昭和 50 年以降に始まった産業構造の転換により大きな打撃を受け、造船工場における規模の縮小等による労働者の島外への流出や、生活意識の変化による若者の人口流出傾向により、生産年齢人口の減少が進みました。

こうした中、造船技術の継承を目的に官民一体となって職業訓練校を設立し、次世代人材育成に取り組んできました。

また、世界に誇るサイクリングロード「瀬戸内しまなみ海道」や、本地域を拠点に活躍し日本遺産として認定された「村上海賊」、本因坊秀策生誕の地として市技に制定された「囲碁」等を活かした取組を続けることで、交流人口の拡大を目指しています。

しかし、少子高齢化や人口減少には歯止めがかからず、耕作放棄地や空き家の増加等、課題が山積しています。

【瀬戸田地域】

昭和 40 年代後半からの柑橘類の価格低迷による柑橘農業への打撃と昭和 50 年代当初から始まった造船不況により、離職者が増加し、人口は減少してきました。

こうした中、瀬戸内海の自然、芸術文化、柑橘農業等を体験できる観光のまちづくりを目指し、観光拠点づくりを進めてきました。

しかし、高齢化が進行し、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯が増加しており、在宅ケア等保健・医療・介護・福祉施策の一層の充実が求められています。

(2)人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

【御調地域】

人口は、令和2年の国勢調査によると6,426人であり、平成27年の6,987人から561人減少し、8.0%の減少となっています。年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）19.7%、生産年齢人口（15～64歳）12.3%の減少率となっていますが、老年人口（65歳以上）は1.3%の増加率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、近年では、昭和30年から昭和40年にかけてのような著しい人口減少はみられないものの、依然として漸減傾向が継続しています。

【向島地域】

人口は、令和2年の国勢調査によると13,089人であり、平成27年の14,028人から939人減少し、6.7%の減少となっています。年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）9.6%、生産年齢人口（15～64歳）10.4%、老年人口（65歳以上）は1.4%の減少率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、昭和50年までは増加していましたが、それ以降は減少に転じ、平成2年から減少傾向が続いています。

【因島地域】

人口は、令和2年の国勢調査によると21,714人であり、平成27年の23,350人から1,636人減少し、7.0%の減少となっています。年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）18.0%、生産年齢人口（15～64歳）11.6%の減少率となっていますが、老年人口（65歳以上）は0.8%の増加率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、昭和45年初頭までは横ばい傾向でしたが、それ以降は減少傾向が続いています。

【瀬戸田地域】

人口は、令和2年の国勢調査によると7,587人であり、平成27年の8,027人から440人減少し、5.5%の減少となっています。年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）13.6%、生産年齢人口（15～64歳）11.3%の減少率となっていますが、老年人口（65歳以上）は2.2%の増加率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、昭和60年までは緩やかな減少でしたが、それ以降は減少傾向が続いています。

表 1-1(1)人口の推移 (国勢調査)

合計 (全市)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 180,901	人 166,930	% △7.7	人 150,225	% △10.0	人 138,626	% △7.7	人 131,170	% △5.4
0歳～14歳	40,436	28,663	△29.1	18,601	△35.1	15,945	△14.3	14,313	△10.2
15歳～64歳	117,795	108,388	△8.0	89,877	△17.1	74,805	△16.8	68,334	△8.7
うち15歳 ～29歳 (a)	32,197	27,165	△15.6	20,259	△25.4	16,808	△17.0	15,308	△8.9
65歳以上 (b)	22,669	29,858	31.7	41,294	38.3	47,146	14.2	47,641	1.0
(a) / 総数 若年者比率	% 17.8	% 16.3	—	% 13.5	—	% 12.1	—	% 11.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 12.5	% 17.9	—	% 27.5	—	% 34.0	—	% 36.3	—

注：総数は不詳を含む。

合計 (過疎地域合算)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 78,845	人 69,827	% △11.4	人 59,352	% △15.0	人 52,392	% △11.7	人 48,816	% △6.8
0歳～14歳	17,758	11,868	△33.2	6,446	△45.7	5,075	△21.3	4,303	△15.2
15歳～64歳	50,811	44,498	△12.4	34,365	△22.8	26,627	△22.5	23,623	△11.3
うち15歳 ～29歳 (a)	13,218	9,870	△25.3	6,873	△30.4	5,374	△21.8	4,825	△10.2
65歳以上 (b)	10,276	13,445	30.8	18,470	37.4	20,618	11.6	20,727	0.5
(a) / 総数 若年者比率	% 16.8	% 14.1	—	% 11.6	—	% 10.3	—	% 9.9	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 13.0	% 19.3	—	% 31.1	—	% 39.4	—	% 42.5	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (御調地域)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 8,599	人 8,397	% △2.3	人 7,839	% △6.6	人 6,987	% △10.9	人 6,426	% △8.0
0歳～14歳	1,643	1,425	△13.3	1,014	△28.8	778	△23.3	625	△19.7
15歳～64歳	5,458	5,002	△8.4	4,314	△13.8	3,604	△16.5	3,162	△12.3
うち15歳 ～29歳 (a)	1,359	1,150	△15.4	911	△20.8	785	△13.8	661	△15.8
65歳以上 (b)	1,498	1,970	31.5	2,509	27.4	2,602	3.7	2,635	1.3
(a) / 総数 若年者比率	% 15.8	% 13.7	—	% 11.6	—	% 11.2	—	% 10.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 17.4	% 23.5	—	% 32.0	—	% 37.2	—	% 41.0	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (向島地域)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 19,655	人 18,174	% △7.5	人 15,774	% △13.2	人 14,028	% △11.1	人 13,089	% △6.7
0歳～14歳	4,400	3,003	△31.8	1,886	△37.2	1,473	△21.9	1,331	△9.6
15歳～64歳	12,898	12,091	△6.3	9,291	△23.2	7,399	△20.4	6,631	△10.4
うち15歳 ～29歳 (a)	3,436	3,117	△9.3	1,975	△37.8	1,547	△21.7	1,334	△13.8
65歳以上 (b)	2,357	3,074	30.4	4,581	49.0	5,146	12.3	5,072	△1.4
(a) / 総数 若年者比率	% 17.5	% 17.2	—	% 12.5	—	% 11.0	—	% 10.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 12.0	% 16.9	—	% 29.0	—	% 36.7	—	% 38.8	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (因島地域)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 38,579	人 32,640	% △15.4	人 26,677	% △18.3	人 23,350	% △12.5	人 21,714	% △7.0
0歳～14歳	8,913	5,600	△37.2	2,704	△51.7	2,111	△21.9	1,731	△18.0
15歳～64歳	24,926	20,751	△16.7	15,546	△25.1	11,769	△24.3	10,409	△11.6
うち15歳 ～29歳 (a)	6,615	4,346	△34.3	2,998	△31.0	2,315	△22.8	2,174	△6.1
65歳以上 (b)	4,740	6,289	32.7	8,374	33.2	9,421	12.5	9,496	0.8
(a) / 総数 若年者比率	% 17.1	% 13.3	—	% 11.2	—	% 9.9	—	% 10.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 12.3	% 19.3	—	% 31.4	—	% 40.3	—	% 43.7	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (瀬戸田地域)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 12,012	人 10,616	% △11.6	人 9,062	% △14.6	人 8,027	% △11.4	人 7,587	% △5.5
0歳～14歳	2,802	1,840	△34.3	842	△54.2	713	△15.3	616	△13.6
15歳～64歳	7,529	6,654	△11.6	5,214	△21.6	3,855	△26.1	3,421	△11.3
うち15歳 ～29歳 (a)	1,808	1,257	△30.5	989	△21.3	727	△26.5	656	△9.8
65歳以上 (b)	1,681	2,112	25.6	3,006	42.3	3,449	14.7	3,524	2.2
(a) / 総数 若年者比率	% 15.1	% 11.8	—	% 10.9	—	% 9.1	—	% 8.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 14.0	% 19.9	—	% 33.2	—	% 43.0	—	% 46.4	—

注：総数は不詳を含む。

表 1-1(2)人口の見通し（尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン ※独自推計）

合計（全市）

（単位：人）

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年
人口	145,202	139,116	132,950	126,514	120,134	114,000

	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年	令和 37 年	令和 42 年
人口	108,324	102,966	98,063	93,574	89,405

イ 産業の構造等の現況と今後の動向

【御調地域】

就業人口の総数は、平成 27 年から令和 2 年までに、3,381 人から 3,132 人へと 7.4%減少しました。令和 2 年の産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 9.2%、第 2 次産業 28.0%、第 3 次産業 62.0%であり、平成 27 年と比較し、第 1 次産業は減少し、第 2 次産業は横ばい、第 3 次産業は増加傾向を示しています。

【向島地域】

就業人口の総数は、平成 27 年から令和 2 年までに、6,391 人から 5,954 人へと 6.8%減少しました。令和 2 年の産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 6.0%、第 2 次産業 31.7%、第 3 次産業 60.4%であり、平成 27 年と比較し、第 1 次産業・第 2 次産業は減少し、第 3 次産業は増加傾向を示しています。

【因島地域】

就業人口の総数は、平成 27 年から令和 2 年までに、10,558 人から 10,086 人へと 4.5%減少しました。令和 2 年の産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 6.3%、第 2 次産業 40.7%、第 3 次産業 51.3%であり、平成 27 年と比較し、第 1 次産業・第 3 次産業は減少し、第 2 次産業は増加傾向を示しています。

【瀬戸田地域】

就業人口の総数は、平成 27 年から令和 2 年までに、4,118 人から 3,985 人へと 3.2%減少しました。令和 2 年の産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 22.0%、第 2 次産業 35.8%、第 3 次産業 41.4%であり、平成 27 年と比較し、第 1 次産業・第 3 次産業は減少し、第 2 次産業が増加傾向を示しています。

(3)行財政の状況

ア 行政の状況

御調町と向島町は平成17年3月28日、因島市と瀬戸田町は平成18年1月10日、地方分権の推進による住民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、尾道市に編入合併となりました。

この合併により、御調地域が本市の最北部地域、瀬戸田地域が最南部地域となり、市役所等主要公共施設が立地する市中心部まで自家用車で最大約30～40分の距離となるため、住民サービスが低下することがないように、住民に直接関係する窓口サービス等を行う支所を各地域に設置しています。

イ 施設整備水準

【御調地域】

主要な公共施設は、全国的にも高い水準にある保健・医療・介護・福祉施設を中心に、教育・文化・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。これらは、市地区の一般国道184号と一般国道486号が結節した周辺と、尾道ふれあいの里周辺にそのほとんどが集積した配置となっています。

保健・医療・介護・福祉施設は、公立みつぎ総合病院と御調保健福祉センターを中心に連携し、福祉保健サービスの提供に努めています。

【向島地域】

主要な公共施設は、教育・文化・産業振興・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。平成7年に整備した向島洋らんセンターをはじめ、尾道市マリン・ユース・センター、尾道市民センターむかいしま文化ホール等、一部地域に集中することなく域内各所に配置し、定住・交流人口の増大に取り組んでいます。

【因島地域】

主要な公共施設は、教育・文化・保健・福祉・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。これらは瀬戸内しまなみ海道や、国道、県道周辺、令和2年度に「みなとオアシス」に登録された土生港等の交通拠点周辺に配置されています。

保健・医療・介護・福祉施設は、平成30年4月から供用開始した尾道市因島総合福祉保健センターをはじめ、特別養護老人ホーム、居宅介護・通所介護支援事業所等が一体となって、福祉保健サービスの提供に努めています。

また、文化施設の整備により地域文化の振興や文化を資源とした交流が促進されたほか、各地区に整備された公民館では充実した学びの環境づくりが推進されています。

【瀬戸田地域】

主要な公共施設は、教育・文化・保健・福祉・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。これらは、瀬戸田地区を中心に主要地方道生口島循環線沿いに配置されています。

保健・医療・介護・福祉施設は、平成11年に整備した瀬戸田福祉保健センターをはじめ、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所、特別養護老人ホーム、居宅介護・通所介護支援事業所等が一体となって、福祉保健サービスの提供に努めています。

【全地域】

これまでの過疎対策事業により、地域住民の生活を支える道路整備や教育関連施設の整備、安全・安心に重要な医療の充実等について、一定の成果があがっています。

今後も引き続き、過疎地域の持続的発展に向けた事業の推進を図ります。

ウ 財政の状況

【御調地域】

旧御調町の平成15年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、町税収入は総額の11.0%であるのに対し、地方交付税は35.7%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、町債については、全体の19.9%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費35.7%、投資的経費33.2%、その他の経費31.1%であり、公債費等の増加により義務的経費が上昇傾向にあるものの、過疎対策事業を中心とした普通建設事業の積極的な実施により投資的経費も多額となってきました。

経常収支比率は89.2%であり、公債費負担比率18.3%、町債現在高は7,438,729千円と多額であり、公債費の適正な管理に努め、財政の長期的安定性を確保する必要がありました。

【向島地域】

旧向島町の平成15年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、町税収入は総額の21.6%であるのに対し、地方交付税は28.3%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、町債については、全体の17.1%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費38.3%、投資的経費24.9%、その他の経費36.8%であり、効率的な財政運営が求められていました。

経常収支比率は86.3%であり、公債費負担比率13.8%、町債現在高は5,505,073千円と多額であり、厳しい財政状況にありました。

【因島地域】

旧因島市の平成15年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、市税収入は総額の25.0%であるのに対し、地方交付税は32.3%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、市債については、全体の9.4%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費53.6%、投資的経費6.2%、その他の経費40.2%であり、公債費等の増加により義務的経費が上昇傾向にあり、より効率的な財政運営が求められていました。

経常収支比率は94.4%であり、公債費負担比率は16.3%、市債現在高は10,539,650千円と多額であり、厳しい財政状況にありました。

【瀬戸田地域】

旧瀬戸田町の平成15年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、町税収入は総額の17.9%であるのに対し、地方交付税は40.8%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、町債については、全体の12.9%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費48.1%、投資的経費13.4%、その他の経費38.5%であり、かつての大規模投資に対する公債費の償還がピークを迎え財政状況の厳しい中で、より効率的な財政運営が求められていました。

経常収支比率は96.5%であり、公債費負担比率は24.7%、町債現在高は7,027,122千円と多額であり、厳しい財政状況にありました。

【全地域】

本市の財政状況は表1-2(1)のとおりで、実質公債比率、将来負担比率は着実に改善していますが、財政の弾力性を示す経常収支比率については高い水準にあるほか、財政力指数についても低下を続けています。

このような状況を踏まえ、中・長期的な財政計画のもと財源の確保に努め、将来負担の軽減を図り、歳出の削減や地方債残高の縮減等の取組を行うことで、財政の健全化を図りながら過疎地域の持続的発展に向けて取り組む必要があります。

表1-2(1)市町村財政の状況

尾道市(全市)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	58,964,069	61,592,100	78,273,398
一般財源	37,465,290	37,563,152	36,810,601
国庫支出金	6,540,954	8,251,268	25,161,887
都道府県支出金	3,704,933	3,953,910	4,766,903
地方債	4,294,700	5,070,700	6,288,900
うち 過疎債	0	73,100	94,900
その他	6,958,192	6,753,070	5,245,107
歳出総額 B	57,007,932	60,381,792	77,342,996
義務的経費	31,704,369	29,878,684	31,072,629
投資的経費	4,446,506	5,946,435	8,347,236
うち 普通建設事業	4,275,439	5,896,617	6,108,102
その他	20,857,057	24,556,673	37,923,131
過疎対策事業費	927,396	623,018	218,100
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,956,137	1,210,308	930,402
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,296,366	232,011	642,651
実質収支 C-D	659,771	978,297	287,751
財政力指数	0.62	0.59	0.56
公債費負担比率	18.0%	16.5%	17.0%
実質公債費比率	11.0%	7.7%	6.4%
起債制限比率	11.9%	—	—
経常収支比率	88.8%	91.4%	95.9%
将来負担比率	85.5%	38.5%	30.2%
地方債現在高	72,833,610	67,908,502	77,571,533

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

合計（全市）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	22.0	44.3	48.0	54.3	55.2
舗 装 率 (%)	69.1	87.9	89.5	90.3	90.6
農道延長 (m)	—	—	—	—	410,715
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	100.57
林道延長 (m)	—	—	—	—	74,833
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	5.3
水道普及率 (%)	78.9	87.0	90.6	92.6	93.4
水洗化率 (%)	16.2	28.5	24.5	37.2	59.7
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	10.6	17.2	16.8	15.0	15.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

【御調地域】

本市の北部に位置する農村・田園地域であり、緑豊かな自然や田園環境、保健・医療・介護・福祉への先進的な取組や、高速交通の整備等内陸交通の結節点等の特性を活かし、多自然居住を主導する役割を担うとともに、新たな雇用の創出が期待されています。

このため、緑と水の豊かな自然環境を保全し、自然環境と調和した快適な田園居住の場、農林業生産の場、保健・医療・介護・福祉や文化・スポーツ施設を活かした交流の場として、新たな企業立地の可能性を検討する等、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【向島地域】

本市の南部に位置する農業・工業地域であり、尾道水道を挟んで形成する固有の景観や、多様な都市活動の場と多島美を誇る豊かな自然が近接する特性を活かし、定住・交流活性化の一翼を担うことが期待されています。

このため、尾道水道沿いは既存工場の集約化と住工混在の解消により景観の維持・向上を図るとともに、道路・公園や農業生産の基盤整備による良好な生活環境の形成や、国立公園高見山周辺や岩子島地区の豊かな自然環境の保持に努める等、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【因島地域】

本市の南部に位置し世界に誇る瀬戸内の美しい景観を有しており、造船業をはじめとする商工業、柑橘類を中心とした農業地域であり、日本遺産に認定された村上海賊ゆかりの史跡や文化、広域交流に資する施設や瀬戸内海の優れた自然環境を活かし、島しょ部や芸予諸島地域の中

核として、生活、物流、観光の広域拠点と、瀬戸内の特色ある豊かな暮らしや新たな魅力を創造発信する役割が期待されています。

このため、豊かな自然環境を維持・保全し、これらと調和した快適な生活環境を創造し、住民生活を豊かで潤いのあるものとしていくため、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【瀬戸田地域】

本市の南部に位置する柑橘農業・観光地域であり、個性ある芸術・文化資源、豊かな海洋性レクリエーション資源、自然環境や柑橘の島としての特性を活かし、サイクリング等を活用した瀬戸内しまなみ海道周辺地域の振興のため、先導的役割を担うことが期待されています。

このため、瀬戸内の特色ある豊かな暮らしと新たな魅力や活力を創造する地域づくりに向けて、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【全地域】

①まちづくりの考え方

まちづくりの考え方を示すキャッチフレーズは「高める『尾道オリジナル』」であり、本市が将来も発展していくために、本市の持つ「人材」、「資源」、「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開していきます。

②都市像

目指すべき都市像として「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を掲げ、都市像を実現するために本市がこれから進むべき「まちづくりの基本的方向」を次のとおりとし、これからのまちづくりを推進します。

・産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

地域間競争が一層激しさを増す中で、本市が将来にわたって発展し続けるためには、地域経済を支える産業を育成・創造するとともに、県内や中国四国地方のみならず、国内外との多様な交流が広がり、賑わいが生まれるまちづくりが必要です。このため、本市の基幹産業である製造業の持続的な発展を促進するとともに、中小企業の活性化、新たな産業の創出など、地域経済を支える産業の創造が求められます。

さらに、瀬戸内の十字路に位置する本市の交流拠点の優位性を活かし、観光消費の拡大や外国人観光客の受入体制の強化等の観光振興策を推進するなど、交流の拡大による地域の活性化が求められます。

また、こうした交流の拡大を通じて、本市が長い歴史の中で培ってきた様々な魅力を、国内外へ広く発信し、その価値をさらに高めていくことも必要です。

・魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

人口減少社会が本格的に到来する中で、地域の将来を支える人材の育成がこれまで以上に重要となっています。そのためには、個性と創造性に富み、世界へはばたく、魅力ある人材が育つとともに、市民一人ひとりが、地域に愛着と誇りを持つことのできるまちづくりが必要です。このため、地域の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るとともに、地域全体で主体的に子どもの教育を支援する体制づくりが求められます。

また、市民との協働を一層推進し、市民一人ひとりが主役となったまちづくりに取り組

むことにより、地域コミュニティを活性化することも求められます。

・誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

社会の成熟化が進む中で、誰もが心の豊かさや生きがいを感じながら、安全・安心で快適に暮らすことのできるまちづくりが、より一層重要となっています。

このため、市民の生命や財産を守り、快適な日常生活を支える生活基盤の維持更新が求められるとともに、地域全体が連携して、防災・防犯等の安全対策に取り組み、安全な暮らしを維持向上していくことが求められます。

また、人口減少と少子高齢化が進む中で、健康・福祉・医療・介護等の体制を充実させ、市民一人ひとりが安心して、健康で快適に暮らし続けることのできる環境づくりも求められます。

イ 取組の視点

過疎地域の持続的発展に向けた事業の推進においては、本市を取り巻く社会・経済情勢の変化や新しい時代の流れを踏まえながら、次に掲げる視点をもって取り組むこととします。

・スマートシティの推進

人口減少、少子高齢化などの地域課題の解決や、社会の変革に対応するため、あらゆる分野においてICT等のデジタル技術を活用するデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、将来にわたって市民が豊かな生活を送ることができるスマートシティの実現を目指します。

・SDGsの推進

SDGsとは、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、国際社会が取り組むべき17の目標から構成されています。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの理念については、本計画における基本方針等と重なるものであるため、各事業の推進にあたっては、SDGsの理念を念頭に置きながら取組を進めることとします。

・ゼロカーボンシティの推進

平成27年12月に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。

本市においても、市民や事業者等とともに「チーム尾道」で、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市では、平成27年に「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、人口の将来展望として「令和22年に人口規模11万人を維持するとともに、地域社会全体の更なる活性化を目指す」とする長期的展望を定めています。

過疎地域（御調・向島・因島・瀬戸田地域）では、地域における活力を持続していくため、各施策を計画的に実施することで今後も見込まれる人口減少を和らげることに努め、令和2年国勢調査時の人口減少率を概ね維持することを目標とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組に係る達成状況の評価については、尾道市総合計画の進行管理や、その他全庁的に実施する事業評価等を基礎とする形で毎年度実施し、PDCAサイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行います。また、計画の策定及び変更にあたっては、市民満足度調査等の実施を含め、多様な住民意見の把握に努めるとともに、一部の事業について有識者会議等による外部評価を実施し、効果的な事業の推進を図ります。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画は、将来を見据えたまちづくりのため、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で計画的な更新、統廃合、長寿命化等を行うことにより、公共施設の最適な配置と財政負担の軽減・平準化を図ることを目的に策定され、公共施設等の管理に関する基本原則及び実施方針が定められています。

本計画においても、尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市では、少子高齢化の進展や大都市圏等への転出超過によって、年少人口、生産年齢人口の減少による地域活力の低下が懸念されており、今後、人口構造の若返りが課題となっています。

このため、住みよい住環境や安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、仕事の創出や働きやすい雇用環境を整える等、誰もが安心して生涯暮らせるまちづくりを行うことで、市の魅力を高め、新たな人を呼び込むことが必要となっています。また、近年増加傾向にある地方への移住希望者の多様なニーズに対応した、移住・定住に関する幅広い情報発信や、支援体制の充実が求められています。

また、各地域の活性化と地域課題の解決への寄与が期待される、地域と継続的に多様な形で関わりをもつ関係人口の拡大等につながる取組を講じていく必要があります。

イ 地域間交流の促進

本市は、自然や景観、農林業、漁業といったその土地ならではの地域資源に恵まれており、道の駅、港、美術館、サイクリングロード、屋外レジャー施設、宿泊施設等の交流の拠点となる施設が整備されています。

今後も社会的・経済的な交流を積極的に推進していくために、各地域の持つ特色のある地域資源や交流施設をさらに有効活用していく必要があります。

ウ 人材育成

地域ごとに組織の在り方や活動内容が異なっていることに加え、少子高齢化に伴う地域活動の担い手の減少、ライフスタイルの変化や住民ニーズの多様化等、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

過疎地域の持続的発展に向けて、各種事業を円滑に進めていくためには、住民や地域が主役となり、行政とともにそれぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、まちづくりを進めていくことが必要となります。

また、まちづくりに関わる人材の育成や意識の醸成も必要となります。

(2) その対策

ア 移住・定住

子育て世代をはじめ、幅広い世代の転入を促進するため、住民、団体、企業等とお互いの取組を共有しながら、住まい、子育て、仕事等の各分野において移住・定住の促進を十分に意識し、連携を図ります。

多様な移住・定住のニーズに対応するため、尾道市移住定住コンシェルジュを中心として地域の情報や支援策等の情報発信や、相談等を行う体制づくりに取り組むとともに、地域と継続的に多様な形で関わりをもつ関係人口の拡大に向けた仕組みづくりを推進します。また、地域おこし協力隊の任用等、各種取組を進めます。

イ 地域間交流の推進

豊かな自然環境や農村としての特性を活かした特産品の開発・販売や滞在型の農林業・漁業・自然体験が可能な環境づくりの推進や、多様な人々が集い交流することができる特色あるイベ

ントを企画・実施することで都市住民との交流人口の拡大を図ります。交流施設については、適切な維持管理に努めるとともに、交流機能の向上を図るために必要な整備を推進します。また、他の地域の交流施設との連携を強化することでさらなる利用促進を図ります。

ウ 人材育成

地域課題を解決していくために、従来からまちづくりを担ってきた区長会・振興区長会や商工会議所、商工会、社会福祉協議会等の地域の各種団体、事業者、住民の理解を得るとともに、より一層の連携を図り、まちづくりを推進します。

また、「尾道市協働のまちづくり行動計画」に基づいて各種取組を行うことで、主体的にまちづくりに関わる人材育成を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流	尾道ふれあいの里整備事業	尾道市	御調地域
		道の駅クロスロードみつぎ整備事業	尾道市	御調地域
		観光施設保全事業 老朽施設等の修繕・保全	尾道市	瀬戸田地域
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	御調地区空き家バンク事業 ・具体的な事業内容 空き家情報の調査及び発信や、登録者と利用者とのマッチング。 ・事業の必要性 空き家の流通活性化による空き家問題の解決や、移住・定住による地域の活性化が期待される。 ・見込まれる事業効果等 地域への移住が促進され、他地域への人口流出が減少することで、住み続けられるまちづくりが推進される。	尾道市	御調地域
		因島地区空き家情報提供事業 ・具体的な事業内容 空き家情報の調査及び発信や、登録者と利用者とのマッチング。 ・事業の必要性 空き家の流通活性化による空き家問題の解決や、移住・定住による地域の活性化が期待される。 ・見込まれる事業効果等 地域への移住が促進され、他地	尾道市	因島地域

	域への人口流出が減少することで、住み続けられるまちづくりが推進される。		
地域間交流	<p>御調町ふれあい秋まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 商工産品、特産品等の展示販売を実施する。 ・事業の必要性 地域の産品や団体活動等の紹介を通じ、産業振興や地域振興への寄与が期待される。 ・見込まれる事業効果等 地域間交流の促進による地域活性化。 	実行委員会	御調地域
	<p>にこびんしゃん祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 児童生徒による地域の伝統文化・芸能等の披露、各種団体による催しや物販を実施する。 ・事業の必要性 各種団体や企業、学校等が連携して地域の魅力を発信し、来訪者をもてなすことで、協働のまちづくりの推進や交流人口の拡大による地域活性化が期待される。 ・見込まれる事業効果等 向島の産業・観光資源のPRと各種団体や事業者の参加による協働のまちづくりの機運醸成及び商工業振興への寄与。向島の伝統文化・芸能の次世代への継承。 	実行委員会	向島地域
	<p>いのしま水軍花火大会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 例年県内外から約25,000人の見物客が訪れる、夏を彩る歴史ある納涼花火大会を支援する。 ・事業の必要性 地域を代表する納涼花火大会として、近島からの誘客や地域活性化、観光振興が期待できる。 ・見込まれる事業効果等 	実行委員会	因島地域

<p>地域の歴史や文化を活かしたまちづくりの推進。観光振興による地域活性化。</p>		
<p>因島・水軍ふる里まつり振興協議会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 「村上水軍」にまつわるまつりへの支援。地域の個性的な文化を発信しており、島まつり、火まつり、海まつりの3部構成となっている。 ・事業の必要性 まつりを通して住民の自立や伝統文化の継承、住民間交流の促進、来訪者の拡大が期待される。 ・見込まれる事業効果等 地域の文化や特徴を活かしたまちづくりの推進。観光振興による地域活性化や、まちの魅力発信。 	<p>協議会</p>	<p>因島地域</p>
<p>みなとオアシス運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 港を核とする賑わい作りのために、サイクルステーションの運営や定期的なイベント開催、地域情報の発信を行う。 ・事業の必要性 地域の特性を活かした、港を核とする安らぎの空間、情報交換の拠点を整備することで、地域内外の交流の促進が期待される。 ・見込まれる事業効果等 施設を拠点とした交流人口の拡大。 	<p>尾道市</p>	<p>因島、瀬戸田地域</p>
<p>サンセットビーチ海開き事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 マリンスポーツ体験、魚のつかみどり体験等の実施。 ・事業の必要性 海を核とした賑わいづくりを住民組織が主体となって行うことにより、地域情報の発信、地域間 	<p>実行委員会</p>	<p>瀬戸田地域</p>

	<p>交流の促進が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見込まれる事業効果等 年間を通した施設利用者及び 交流人口の拡大、青少年の健全 育成。 		
	<p>瀬戸田夏祭り実行委員会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 地域食材の提供や地域 PR 活 動、地域団体による活動発表会 等のプログラムを行うイベン トへの支援。 ・事業の必要性 住民組織及び地元事業者と共 に、島の特性を活かしたイベン トの開催により、市内外の参加 者を増やし地域間交流の促進 が期待される。 ・見込まれる事業効果等 瀬戸田地域を訪れる交流人口 の拡大、地域の担い手育成。 	実行委員会	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市では、山間部の地域から島しょ部の地域にかけて、豊かな地形や温暖な気候を活かした地域性豊かな農業が展開されています。

しかし、農家数や農業従事者が減少傾向にあるとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足も深刻です。

農業を取り巻く状況は厳しいものがあるといえますが、農地の公益的機能も重視されており、農地の流動化や効率的利用による安定経営や、集落営農組織の育成・強化を積極的に推進し、農業振興に向けて地域が一体となって取り組んでいくことが重要となっています。

また、農産物の高付加価値化と流通・販売対策、農作業の省力化、有害鳥獣被害への対応及び農業体験を通じた交流促進を図りながら、産地の活性化と後継者等担い手の育成・確保が必要です。

イ 林業

本市の面積の約2分の1は、森林が占めています。そのうち、地域の人工林が1,638ha、アカマツを主要樹種とする天然林が12,079haとなっています。

現在の人工林は、保育が必要な若齢林がほとんどを占めており、今後、保育・間伐を適正に実施していくことが重要です。

また、公益的機能の高い天然林については、今後も保全を図り、その他の天然林は、樹種転換等により水源かん養等の森林の持つ多面的な機能の回復に努めなければならない状況です。

ウ 漁業

地域の漁業は、小規模でほとんどが5t未満の専業の小型船舶による小規模経営体であり、漁船数・漁獲量ともに減少を続けています。

今後は、担い手の育成・確保のため、漁協と連携し、漁業者のニーズに即した稚魚の放流や漁場整備に引き続き努めていく必要があります。

エ 企業誘致・工業

市北部の地域については、中国やまなみ街道、山陽自動車道の各ICが存在し、広島空港へも至便の位置にあり、高速交通の条件は極めて優れています。

市南部の地域は、造船業、船用産業等の海事産業が主要産業として市経済を支えており、アクセス道路としては瀬戸内しまなみ海道が島々を結んでいます。これらの交通アクセスによる立地の良さを活かし企業進出の強い期待が寄せられています。

また、海事産業においては、高い技術力の継承・養成により、競争力をさらに強化し、併せてより広範な産業への展開を図ることも必要です。

オ 商業

市北部の地域については、小売店のほとんどが御調町市地区に立地しており、道の駅「クロスロードみつぎ」は、地域の賑わいの中心となっています。

中国やまなみ街道の全線開通により、新規顧客の開拓や販路拡大を視野に入れた事業展開が期待できます。また、地元産品を使用した商品開発やブランド化等を行い、人流・物流の促進や

更なる地域の活性化を図っています。

市南部の地域では、向島・因島地区にそれぞれ大型小売店舗が立地しており、瀬戸田地区においては小売業・飲食業の多くが商店街等に立地しています。

瀬戸内しまなみ海道、ゆめしま海道を楽しむサイクリング客や近年増加しているインバウンドによる多くの集客が見込まれます。

因島・瀬戸田地区の商店街等においては、事業主の高齢化や空き店舗の増加に加え、観光消費額の低迷が課題の中、空き店舗の活用促進や民間による投資により、宿泊施設や新規創業の飲食店等が増えつつあります。

カ 情報通信産業

高度情報通信基盤整備事業により市内全域に光回線が整備されたことで、今後も在宅ワークや新規企業の進出、サテライトオフィスの設置の促進等が期待されます。

キ 観光・レクリエーション

本市の過疎地域は、中国やまなみ街道、瀬戸内しまなみ海道の沿線に位置しており、自然や景観、農林業、漁業といったその土地ならではの地域資源に恵まれています。島しょ部においては近年、多くのサイクリストが訪れるようになっており、宿泊施設等の観光客をターゲットとした民間投資も活発となっています。

しかしながら、将来的な観光ニーズの変化や今後も見込まれる国内人口の減少、既存施設の老朽化等により、来訪者の減少が進むことが懸念されます。

今後も引き続き、地域の観光振興を図るためには、地域資源を最大限に有効活用しながら、広域的観光ルートの形成、観光客の受入環境の整備等をさらに推進していくことが必要です。

(2) その対策

ア 農業

「尾道市農業振興ビジョン」に基づき、農業地域の活性化を推進していきます。

・農地の有効活用と集落の活性化

集落の維持管理機能が低下するなか、農村環境の安定的な保全が求められています。農業・農村について、都市住民の安らぎの空間となることを目指すとともに、集落営農の持続的安定を図るために、魅力ある農業と豊かな農村の情報発信と、農地・施設の適切な保全に取り組みます。

農地の情報を意欲ある農業者や新規就農者、農業参入法人に提供し、農地利用の活性化を進めるとともに、地域の特性に合わせて産地育成に取り組むことにより、新規就農者の参入や耕作放棄地等の解消と持続的な農地の利用を目指します。

農業生産の基盤である農地や農道・水路・井堰・ため池等の整備や農業用施設の適正な保全管理と鳥獣対策を行う地域活動の取組を推進することで、集落機能の向上と耕作放棄地の抑制・解消に努めます。また、企業的な農業経営の育成を推進します。

・豊かな地域農産物の産地化と多様な担い手の育成

地域農業の次世代を担う農業従事者の確保による産地の活性化と農業の収益性を高めることが重要です。農業従事者とともに生産組織の育成、強化を支援することで、収益性の高い農業を推進します。

農産物を安定的に供給できる生産力を確保し、それを維持していくために地域特産物の産地化を推進します。また、産地における技術の習得、高品質化、安定的生産量の確保できる体制づくりと産地力強化を支援します。

優れた農産物を「尾道ブランド農産物」に認証することで、ブランド力を高め、販路拡大と産地の育成、強化に取り組みます。

地域の中心的経営体である認定農業者や新規就農者の経営の高度化を支援するとともに、定年帰農者や高齢・女性農業者、生産部会等の多様な農業者の育成・支援に取り組みます。

農産物の付加価値の向上、経営の多角化と安定を目指し、農業者や生産組織等が自ら取り組む6次産業化を支援・推進します。

・地産地消の推進と食の安全・安心の確保

食を通し、農業の活性化を推進します。また、市内外住民に向けて尾道産農産物の魅力を発信することにより、農業の活性化はもとより、地域への定住に繋がるよう取り組みます。

イ 林業

(ア) 林業生産基盤の整備

造林について、市行分収造林事業地の下刈・除間伐等を実施し健全な森林づくりを推進します。

また、森林所有者の森林整備への意識醸成を図ります。

(イ) 森林の保護

森林の荒廃を防ぐため、樹種転換等により森林の持つ多面的な機能の回復を図ります。

(ウ) 林道整備

搬出間伐を可能とするための林道の整備を実施し、未利用材の利用を図ります。

ウ 漁業

漁業後継者や新たな漁業就業者の育成・確保のため、漁業者のニーズに即した稚魚放流や魚礁設置・藻場造成による漁場環境整備を行い、生産基盤の強化を図ります。

また、水産物の新たな販路拡大に向けた施策を検討します。

エ 企業誘致・工業

交通アクセスの利点を活かし、地域経済の強化、雇用機会の創出及び定住促進のため周辺環境に配慮した企業誘致に努めるほか、新たな産業団地整備を検討します。

また、主要産業である海事産業においては、因島技術センター等を活用した高度な技術者の育成を図るとともに、安定した就業の場の確保のため、産業競争力の強化を図ります。

高い技術力を持つ海事産業関連の企業間の交流、連携を図り、新たな産業創出の可能性を追求します。

オ 商業

市北部の地域では、道の駅「クロスロードみつぎ」を販売拠点と位置づけ、地元農業の活性化を推進し、物産の販路拡大や新商品の開発等農商工の連携をより一層図れるよう支援していきます。

市南部の地域では、インバウンドや海路からの観光客増加を見据え、地域資源を活用して観光資源化を図り、地域への誘客を推進し、地域での消費拡大を目指します。

また、商店街等の空洞化の解消に向けて、担い手支援や空き店舗活用を促進し、持続可能な地域づくりを目指します。

カ 情報通信産業

移住・定住の促進を図るとともに周辺環境に配慮した企業誘致に努めるほか、地域の資源を活かした様々な起業の促進を図ります。

キ 観光・レクリエーション

中国やまなみ街道、瀬戸内しまなみ海道の沿線である立地条件を活かし、特色ある観光地づくりを推進していくため、既存施設の有効活用や新たな観光資源の発掘・整備を推進するとともに、外国人観光客を含む来訪者のニーズに対応した受入環境の整備を図ります。

地域の観光資源をさらに有効活用していくため、地域内観光ネットワークや周辺地域との広域観光ルートを確立するとともに、効果的な宣伝や情報発信に努めます。

従来観光事業者だけでなく、農林業・漁業・商工業、あるいは新たな交流産業に取り組む事業者等との連携に努め、民間投資の促進による観光産業の活性化を図ります。

周遊観光の重要な拠点となる、道の駅や港について、観光拠点機能の向上と周辺を含む整備を推進することで、観光拠点の賑わいづくりと来訪者の回遊性の向上を図ります。

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	奥山ダム管理事業	尾道市	因島地域
		農地中間管理機構関連農地整備事業	広島県	全地域
	林業	市行分収造林事業	尾道市	御調地域
		ふるさと林道整備事業	尾道市	御調地域
		人工造林補助事業	尾三地方森林組合	御調地域
	水産業	水産基盤整備事業	広島県	因島、瀬戸田地域
		(7)商業 その他	街並景観修景整備事業	尾道市
	(9)観光又はレクリエーション	いきいきロード再整備事業	尾道市	御調地域
		尾道ふれあいの里整備事業（再掲）	尾道市	御調地域
		道の駅クロスロードみつぎ整備事業（再掲）	尾道市	御調地域
		マリン・ユース・センター整備事業	尾道市	向島地域
		向島運動公園整備事業	尾道市	向島地域
		因島運動公園整備事業	尾道市	因島地域
		瀬戸田町B&G海洋センター整備事業	尾道市	瀬戸田地域

	観光施設保全事業 老朽施設等の修繕・保全 (再掲)	尾道市	瀬戸田地域
	街並景観修景整備事業 (再掲)	尾道市	瀬戸田地域
	潮音山公園整備事業	尾道市	瀬戸田地域
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	イノシシ等農業被害対策事業 防護さく等設置補助 ・具体的な事業内容 尾道市内に農地を有する農林業者に対し、防護さく等の購入費用に要する経費の一部を支援する。 ・事業の必要性 地域の農林業の持続的な振興のためには、有害鳥獣から農作物被害を最小限に抑えることが必要である。 ・見込まれる事業効果等 有害鳥獣による農作物及び人等への被害の防止。	尾道市	全地域
	新規就農者育成交付金事業 ・具体的な事業内容 認定新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付する。 ・事業の必要性 過疎地域における持続的な農業振興のためには、経営の不安定な新規就農者に対する負担軽減策が必要である。 ・見込まれる事業効果等 次世代を担う新規就農者の地域への定着。	尾道市	全地域
	環境保全型農業直接支援対策事業 ・具体的な事業内容 地域への有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の普及促進活動の実施。 ・事業の必要性 持続可能な農業振興の観点から、地域の生物多様性の保全や地球温暖化対策等に積極的に取り組む必要がある。	尾道市	全地域

	<ul style="list-style-type: none"> 見込まれる事業効果等 農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による、地域でまとまりをもった環境保全効果の高い営農活動の実施。 		
	<p>多面的機能支払交付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業内容 対象農地において、一定期間継続して共同活動を行う組織に対して交付金を支給する。 事業の必要性 持続的な農業生産活動の実施のため、農業・農村の有する多面的・公益的機能の維持及び保全を図る必要がある。 見込まれる事業効果等 持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能の維持・発揮。 	営農組織等	全地域
	<p>中山間地域等直接支払制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業内容 条件不利地域の一団の農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を継続的、効果的に実施する活動に対して交付金を交付する。 事業の必要性 中山間地域における適切な農業生産活動の継続のため、生産条件に関する不利を補正するための支援が求められる。 見込まれる事業効果等 農業の有する多面的機能の維持確保。 	集落等	御調地域
商工業・6次産業化	<p>因島技術センター運営補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業内容 造船業・船用工業に携わる人材の育成及び技能の伝承 	協議会	因島地域

		を目的に設立された技術センターへの支援。 ・事業の必要性 地域の基幹産業の持続的発展のため、継続的な人材育成、技術継承に係る取組が必要である。 ・見込まれる事業効果等 地域の産業を担う若手技術者の育成と技術継承。	
--	--	--	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域 (御調地域・向島地域・因島地域・瀬戸田地域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり。なお、産業の振興施策の実施にあたっては、広島県や近隣市町等との連携(備後圏域連携中枢都市圏、広島臨空広域都市圏等)を図りながら取組を進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

行政の事務システムは全域で光回線を利用した情報通信基盤を構築し運用しています。

住民が利用する通信環境は令和 3 年度までに市内全域に光回線を整備したことで、高速ブロードバンドサービスを利用することが可能となっており、今後は、より高度で密接な住民サービスの導入やコミュニケーションの円滑化を図るために活用していくとともに、住民が安全に利用できるよう ICT リテラシーの向上が必要です。

災害情報の伝達手段としては、テレビ・ラジオ・ホームページ・SNS 等のほか、デジタル防災無線・防災アプリを整備し、あわせて行政情報等の伝達も行っています。

(2) その対策

情報通信技術を効果的に活用し、行政サービスの効率化・高度化を行い、住民により良いサービスの提供とコミュニケーションのための利用の促進を図るとともに、こうしたサービスを誰もが安全に利用できるよう、住民の ICT リテラシー向上につながる取組を推進します。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通体系

本市の広域道路網は、高速道路として、東西方面に山陽自動車道、北方面へ中国やまなみ街道、南方面へ瀬戸内しまなみ海道が整備され、瀬戸内の十字路として構成されています。

また、高規格道路福山御調道路は、広域幹線道路体系の形成に向けて重要な役割を担う路線であり、早期整備が望まれています。

周辺地域を連絡する幹線道路網は、南北に縦断する一般国道 184 号、市街地部を挟んで北部の一般国道 486 号、島しょ部の一般国道 317 号を骨格とし、北部地域の一般県道 5 路線、島しょ部の主要地方道・一般県道の 8 路線で国道を補完して構成されています。

さらに、市道・農道・林道は、一般国道・主要地方道・一般県道と連結して地域内の道路ネットワークを構成しています。

生活道路である市道・農道・林道は、地域の生産・流通・消費・観光・緊急時の避難路等のあらゆる分野で重要な役割を担っていることから、早期整備を必要としており、暮らしと地域に身近な道路の整備を計画的に進める必要があります。

また、島しょ部の幹線道路にはナショナルサイクルルートに指定された瀬戸内しまなみ海道サイクリングロードがあり、地域の観光振興や産業振興に大きく寄与しているところですが、近年、自転車の通行量の増加に伴って、安全性の確保が課題となっており、自転車通行帯等の整備が必要となっています。

イ 交通確保対策

地域公共交通機関は、バス・航路・タクシーが地域住民の主な交通手段となっています。

しかし、バス・航路については、道路交通網の整備により自動車依存度が高まり、利用者が減少傾向となる中、路線や航路等が廃止される等、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下を余儀なくされています。

一方で、自動車を運転できない学生、高齢者等にとって地域公共交通機関は不可欠な移動手段であり、日常生活における移動手段を確保するため、バス路線・生活航路の維持をはじめ、デマンド交通の導入等、持続可能な地域公共交通の在り方を検討していくことが必要です。

また、交通安全施設整備とあわせて、高齢社会に対応した交通安全教育を強化し、交通ルールの遵守や正しい交通マナーを実践していく等、総合的な交通安全対策を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 交通体系

市北部の地域における高規格道路福山御調道路については、早期の事業化に向けて国、県等の関係機関に働きかけるとともに、一般国道 486 号貝ヶ原工区の整備推進について県に働きかけます。

また、周辺地域を結ぶ道路としての機能を有する一般国道や地域幹線道路である県道のうち、未整備区間の改良事業や交通安全事業の整備推進について、県に働きかけます。

市南部の地域におけるサイクリストの増加に伴う安全確保のため、瀬戸内しまなみ海道サイ

クリングロード上への自転車通行帯等の施設の整備について県と協力して進めます。

市道については、国道、県道との道路ネットワークの整合を図りつつ、生活福祉の向上や安全の確保のため、計画的な生活道路の整備や緊急度に応じた交通安全施設等の整備を行います。

農道及び林道については、農林業の効率化や森林の保護及び地域振興の基盤として、また、地域の生活道路、更には災害時のう回路としての役割も担っていることから、今後も引き続き保全整備を推進します。

イ 交通確保対策

過疎地域においても、住民の交通利便性の向上を図るために、バス路線、生活航路の維持・確保を行い、地域の実情に応じた移動手段の確保を目指します。

また、交通安全施設の整備を計画的に進めていくとともに、地域ぐるみの交通安全運動、特に、高齢者に対応した交通安全教育を推進し、交通安全思想の普及・啓発に努めます。

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	神貝ヶ原線（改良） L=400m W=9.75m	尾道市	御調地域
		市中央線（改良） L=40m W=5.2m	尾道市	御調地域
		いきいきロード再整備事業（再掲）	尾道市	御調地域
		川尻高見山線（改良） L=200m W=10.0m	尾道市	向島地域
		道越4号線（改良） L=200m W=4.0m	尾道市	向島地域
		深浦新開線（改良） L=200m W=9.0m	尾道市	因島地域
		向浜・折古線（改良） L=170m W=5.0~13.0m	尾道市	因島地域
		荒神奥・中屋敷線（改良） L=30m W=5.0m	尾道市	因島地域
		浜・三笹原線（改良） L=11m W=3.0m	尾道市	因島地域
		御寺・荻線（改良） L=600m W=5.0m	尾道市	瀬戸田地域
		高根中央線（単独工区）（改良） L=247m W=4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		江尻2・4号線（改良） L=550m W=4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		荻・田高根線（改良） L=200m W=4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		五本松・下大谷線（改良） L=220m W=4.0m	尾道市	瀬戸田地域

橋りょう その他	老本松・祖羅線（改良） L=500m W=4.0~5.0m	尾道市	瀬戸田地域
	東郷・江野沖線（改良） L=445m W=4.0~5.0m	尾道市	瀬戸田地域
	名荷中央線（改良） L=1,100m W=4.0m	尾道市	瀬戸田地域
	生活道路整備事業	尾道市	瀬戸田地域
	橋梁長寿命化修繕事業	尾道市	全地域
	道路トンネル維持修繕事業	尾道市	全地域
(2)農道	高根大橋線農道橋梁灯更新事業	尾道市	瀬戸田地域
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	尾道市地域公共交通計画策定事業 ・具体的な事業内容 計画策定に必要なデータ・情報を収集し、尾道市地域公共交通協議会で計画を策定する。 ・事業の必要性 将来にわたって持続可能で利用しやすい地域公共交通の実現のため、マスタープランを策定する必要がある。 ・見込まれる事業効果等 将来にわたって持続可能で、利用しやすい地域公共交通の実現。	尾道市	全地域
	金山～赤崎渡船運航事業 ・具体的な事業内容 因島の金山港と生口島の赤崎港とを結ぶ航路の運航事業者に対して、生活航路の維持と交通弱者救済のために補助金を交付する。 ・事業の必要性 地域住民等の利便性の確保の観点から、生活航路の維持が求められる。 ・見込まれる事業効果等 地域住民等の生活航路の維持及び利便性の向上。	尾道市	因島地域
	今治～土生航路運航事業 ・具体的な事業内容 因島の土生港と愛媛県今治市の今治港とを結ぶ航路の	尾道市	因島地域

	<p>運航事業者に対して、生活航路の維持等を目的として補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性 地域住民等の利便性の確保の観点から、生活航路の維持が求められる。 ・見込まれる事業効果等 地域住民等の生活航路の維持及び利便性の向上。 		
	<p>尾道市因島定期輸送車運行業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業内容 公共交通の空白区間である因島中庄町入川橋～因島三庄町千守の間を、道路運送法第79条の3の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて尾道市が自家用有償旅客運送者として定期輸送を実施する。 ・事業の必要性 公共交通の空白地域住民等の交通手段の確保が必要である。 ・見込まれる事業効果等 地域住民の通院・通学等の交通手段の確保。 	尾道市	因島地域
(10)その他	一般国道486号線(改良) L=3,100m W=13.0~26.0m	広島県	御調地域
	一般県道御調久井線(改良) L=580m W=5.0m	広島県	御調地域
	一般県道立花池田線(改良) L=1,080m W=6.0~14.0m	広島県	向島地域
	一般国道317号線(青影バイパス等)(改良) L=2,000m W=6.5~12.0m	広島県	因島地域
	生活交通路線維持事業	尾道市	全地域
	生活航路維持確保対策事業	尾道市	因島、瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

上水道は、快適な生活を送るために必要な施設です。

安全で安心な水道水を安定供給するため、施設の適正な維持管理に努めていますが、昭和中期から後期にかけて建設された管路、配水池等の老朽化が進行しています。

同時に近年国内で頻発している地震への対応が求められており、管路、配水池等の耐震化が課題となっています。

イ 下水道等

下水道については、住民の快適な生活環境を確保するため、地域の実情に応じた汚水処理を推進しています。

御調地域では、特定環境保全公共下水道事業、瀬戸田地域では、農業集落排水事業により計画区域を整備し、ほぼ完成しています。

下水道整備区域以外においては、小型合併処理浄化槽設置事業により生活排水処理の推進を行っており、地域全体において汚水処理施設の早期概成が求められています。

ウ ごみ処理

可燃ごみについては、尾道市クリーンセンター、因瀬クリーンセンターで焼却処理しています。

不燃ごみについては、尾道市クリーンセンター、因島リサイクルセンターや民間施設等で破碎選別処理・資源化处理しています。

因瀬クリーンセンターは平成2年11月竣工から35年、瀬戸田名荷埋立処分地は平成3年10月竣工から34年を経過しており、施設の大型機器類の更新時期を迎えています。

因島一般廃棄物最終処分場は令和元年3月に築堤を行いました。今後、計画的に築堤を行う必要があります。

びん・かん・布類・ペットボトル・古紙類・容器包装プラスチック等を分別収集することで、ごみの資源化を図っています。今後も、住民や事業者への啓発活動を行う等、ごみの分別収集や再資源化の推進を図り、ごみの減量化を行うことが必要です。

エ し尿処理

し尿、浄化槽汚泥は、おのみち地区し尿処理場、因島クリーンセンター及び瀬戸田汚泥再生処理センターで処理しています。

因島クリーンセンターは平成元年2月の竣工から36年、瀬戸田汚泥再生処理センターは平成13年3月竣工から24年を経過しており、施設の大型機器類の更新時期を迎えています。

因島島内のし尿収集は市直営で行っていますが、経年劣化により、し尿汲取車が更新時期を迎えています。

下水道の整備や浄化槽の普及に伴い、し尿処理量は減少してきていますが、今後とも収集処理体制を堅持しつつ、適正処理を図ることが重要です。

オ 消防・防災・救急

本地域の消防体制は、常備消防である尾道市消防局と非常備消防である尾道市消防団で構成

されています。

管内の消防庁舎は、老朽化が進んだ施設、耐震基準を満たしていない施設について、平成 28 年から計画的に整備を進め、地域の消防力は大きく増強されました。

また、老朽化した消防車両・消防団車両・防火水槽・器具庫等計画的な整備も進め、高規格救急自動車・調査広報車・タンク車・消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、防火水槽及び器具庫を更新していますが、今後も計画的な整備の継続が必要です。

消防団については、尾道市消防局との連携を密にし、初期消火及び延焼防止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するための体制が整備されています。

自主防災組織・女性防火クラブ・幼少年消防クラブは一部の地域で組織されていますが、防災意識の高揚及び災害発生時における人命の安全確保を図る上で重要であり、これらの組織の結成・育成を推進する必要があります。

救急救助体制については、高齢社会の進展や救急出動要請の複雑化・多様化に伴い、その重要性がさらに高まることが予想され、地域医療体制との更なる連携が必要となります。

消防指令センターについては、平成 25 年度に三原市と共同で整備し、平成 26 年 4 月から共同運用しており、災害、火災及び救急事案等に対し、迅速かつ的確な対応が可能となりました。年数の経過に伴い、通信指令システム及びデジタル無線の更新時期を迎えており、老朽化した機器を更新する必要があります。

カ 防犯

犯罪の起こりにくい安全なまちづくりのためには、住民意識の啓発等による犯罪に強い意識づくり、犯罪に強い地域づくり、犯罪に強い環境づくりが必要です。

キ 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者が健康で文化的な生活を営み安心して暮らせる住まいとして、住宅セーフティネットの基幹的役割を担っています。

耐用年数の経過に伴って建物や建築設備の劣化が進むとともに、入居者の高齢化により居住環境の改善が課題となっている住宅もあります。

また、木造や簡易耐火構造の住宅については、耐用年限が経過し、老朽化が進んでいる住宅が多い状況にあります。

ク 公園等

都市公園・緑地を中心とした緑とオープンスペースは、都市に必要不可欠な環境基盤であり、住民の憩いの場、多様なレクリエーションの場、災害発生時の避難場所や延焼防止の役割のほか、地域の美しい風景・景観の形成に大きな役割を果たしています。

その中で、人口減少や少子高齢化等社会状況の変化により、求められる役割・機能も変化してきており、多様化するニーズに応じた質の高いみどり空間の創出と、重要な都市インフラとして、施設の老朽化の進行に対する適正かつ効率的な維持管理が求められています。

(2) その対策

ア 上水道

「尾道市上下水道事業ビジョン」に基づき、老朽化した管路については計画的な更新による耐震化を行い、配水池等の施設についても計画的な更新や統廃合により安定給水に努めます。

イ 下水道

既に供用開始済みの特定環境保全公共下水道事業や農業集落排水事業について、未接続家庭の解消に努め、下水道事業及び集落排水事業の健全な運営を図ります。

また、それ以外の地域については、小型合併処理浄化槽の設置補助を行い促進するとともに、施設の適正な維持管理の啓発を行い、快適な生活環境の創造や水質保全に努めます。

ウ ごみ処理

廃棄物の排出を抑制し、資源の再利用等に対する住民・事業所への意識啓発に努めます。さらに、快適なまちづくりを推進していくため、環境衛生についての普及啓発を行うとともに、地区公衆衛生推進協議会等を中心とした自発的な清掃美化活動（シティクリーニング）等を促進します。

エ し尿処理

おのみち地区し尿処理場、因島クリーンセンター及び瀬戸田汚泥再生処理センターでの処理の充実を推進していくとともに、計画的な収集運搬体制の充実に努めます。

オ 消防・防災・救急

消防力を維持し消防防災活動に的確に対応していくため、消防活動に必要な個人装備の充実強化等を図るとともに、初期消火活動や延焼防止等の消火活動の円滑化を図るため、消防水利・消防車両・消防団器具庫等の消防施設を計画的に整備します。

火災予防の普及啓発と地域における防火意識の高揚を図るため、自主防災組織・女性防火クラブ・幼少年消防クラブの結成・育成に努めるとともに、消防局による防火対象物や危険物施設等に対する予防査察や防火指導等の強化を図ります。

また、複雑・多様化する救急需要に迅速・的確に対処していくため、消防局における救急隊員の資格の取得や技術の向上等に努め、地域医療体制との更なる連携を図ります。

消防指令センターについては、通信指令システム及びデジタル無線の機器の老朽化に伴う整備・更新を計画的に実施します。

さらに、ハザードマップの作成や、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した警戒避難体制及び避難路ネットワークの整備を推進するとともに、避難所に利用される施設の安全性の向上を図ります。

カ 防犯

犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、住民意識の啓発、住民の自主的な安全活動への支援及び犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めます。

キ 公営住宅

定期点検や日常点検を実施し、入居者が安全で安心して居住するための改善や効率的・効果的な修繕、維持管理の実施に努めます。また、老朽化し新たな入居者の募集を停止している住宅は、全入居者が退去した後に速やかに用途廃止を行います。

ク 公園等

都市公園・緑地は、憩いと潤いをもたらす身近なみどり空間として良好な住環境の形成に大きく寄与しており、住民との協働による、長期的な視点に基づく適正な維持管理の推進と、地域の実情に応じた再配置を検討します。また、様々な住民の生活・活動を支援する地域コミュニティの拠点・交流の場等としての活用にも努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 その他	小型浄化槽設置整備事業	尾道市	全地域
	(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	因瀬クリーンセンター改修・ 更新事業	尾道市	因島地域
		因島リサイクルセンター改 修・更新事業	尾道市	因島地域
		因島一般廃棄物最終処分場築 堤事業	尾道市	因島地域
	し尿処理施設	瀬戸田名荷埋立処分地大型重 機等更新事業	尾道市	瀬戸田地域
		因島クリーンセンター改修・ 更新事業	尾道市	因島地域
		し尿汲取車更新事業	尾道市	因島地域
		瀬戸田汚泥再生処理センター 改修事業	尾道市	瀬戸田地域
	(5) 消防施設	消防団器具庫整備事業	尾道市	全地域
		消防車両更新事業	尾道市	全地域
		消防団車両更新事業	尾道市	全地域
		通信指令体制整備事業	尾道市	全地域
		防火水槽整備事業	尾道市	全地域
	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 その他	中山間地域等直接支払制度 (再掲)	集落等	御調地域
	(8) その他	小規模農業基盤整備事業 ため池緊急整備	尾道市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

少子化の進行、児童虐待や不登校、子どもの貧困等、子どもを取り巻く状況は深刻化、複雑化しています。

こうした中、現在の子どもを取り巻く社会的な情勢、本市の子育てに関する課題やニーズ等を踏まえ、すべての子どもと若者が健やかに成長し、将来に夢や希望を持って幸せに生活を送ることができるまちづくりを推進するため、令和7年3月に策定した「尾道市こども計画」に基づき、就学前教育・保育及び地域における子ども・子育て支援事業の提供体制確保や子どもの貧困対策、児童虐待防止等の取組を総合的に推進する必要があります。

就学前教育・保育においては、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、教育・保育等のニーズを的確に把握し、幼稚園や保育所、認定こども園等の教育・保育事業の提供の充実を図る必要があります。

また、保護者の多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図る必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉

公立病院や医師会を中心に保健・医療・介護・福祉・生活が連携した地域包括ケアシステムが構築されており、特に医療と介護の連携は先進的な取組を行ってきましたが、少子高齢化、核家族化等により家族の介護力は低下し、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増え、生活様式の変化、価値観の多様化等により、地域のつながりも希薄になっています。

高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支え合える互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。

高齢者の在宅生活の支援や閉じこもりの防止のため、各地域の集会所や公民館で行うふれあいサロン、シルバーリハビリ体操の普及等介護予防に係る取組や、民生委員による巡回相談、保健師や地域包括支援センター職員等による訪問指導、介護保険サービスが適切に提供できる体制の整備、高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減等、高齢者が健康で安心して暮らせるように支援しています。

また、高齢者が、豊かな経験や知識を活かして主体的・積極的に社会参加することは、心身の健康につながる大切な要素であり、老人クラブ連合会やシルバー人材センターを通じて支援しています。

ウ 健康づくり事業

本市では、第3次健康おのみち21計画を基に様々な健康づくりを推進しています。健診事業については、より多くの人に受診していただくために、健診機会の増設、休日の実施や託児、地域の保健推進員による受診勧奨や未受診者への個別受診勧奨等を引き続き行うほか、広報やSNS等による更なる受診勧奨により、より一層啓発していく必要があります。

また、運動不足や食生活の乱れにより糖尿病や高血圧等の生活習慣病が多く、若い世代からの生活習慣の改善や生活習慣病の重症化を予防する取組が必要です。その他、感染症の対策、フレイル対策、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施やこころの健康づくり等の取組が引き続き必要です。

今後も、民間も含めた関係機関・地区組織等と協働した地域の健康づくりを行い、健康寿命の更なる延伸を図ることが重要です。

乳幼児の健康管理（母子保健対策）については、乳幼児の健全育成を支援するため、乳幼児健診を実施してきましたが、今後も事業を継続し、親子への支援を充実する必要があります。

また、少子化、核家族化、女性の社会進出の増加等に伴い、親子や子ども同士がふれあう機会の減少、さらには地域社会の中で、子育ての悩みを相談できる機会が希薄となりやすいため、身近な場所で子育て相談・支援ができる場の周知と支援内容の充実を図る必要があります。

エ 障害者福祉

身体障害者手帳の所持者は減少傾向にあります。高齢化が進む中、65歳以上の方が8割以上を占めています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、精神障害者保健福祉手帳の所持者を大きく上回っています。

若年の障害のある人も増加傾向にあり、障害のある人が在宅で、また、地域で快適な生活が送れるような施設も必要です。

今後も障害のある人の自立と社会参加を促進するために、障害者保健福祉計画に沿って、総合的かつ継続的な事業の実施を図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 児童福祉

子育てに不安や負担を感じる家庭やリスクのある家庭に適切に相談支援ができる体制整備及び支援の必要な家庭を早期に把握するための訪問事業等の充実に努めるとともに、地域の関係機関の連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、発生後の適切な対応・支援を行います。

また、子どもが生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう経済的支援・学習環境の充実に努めるとともに、必要な支援の利用を促進します。

就学前教育・保育においては、子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所（園）・認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業の提供の充実を図ります。

また、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

イ 高齢者等の保健及び福祉

2025年に団塊の世代が75歳以上となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、医療や介護が必要となっても高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域特性に応じた、専門職による多職種連携や医療と介護の更なる連携、「新しい認知症観」に基づく認知症施策、住民主体の取組等を推進し、多様な主体が協働して支え合う「地域共生社会」の実現を推進します。

さらに、年齢に関係なく元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組む環境づくりに重点を置き、一人ひとりの介護予防等の理解を深めつつ、地域ぐるみで行う健康づくりや介護予防の活動を通じて進められる地域づくりを支援します。

ウ 健康づくり事業

主体的な健康づくりを推進するため、健康診査の受診勧奨を行い、結果を活かした生活習慣の

改善や必要な受診勧奨を行います。生活習慣改善等の疾病予防対策としては、住民への健康情報の提供に加え、特定保健指導や重症化予防対策等、個々の状況にあった健康づくりを推進していきます。

また、日常的な健康づくりを地域で推進するため、保健推進員の地域活動を支援し、心身ともに豊かで、生きがいを感じ、幸せに年齢を重ねられるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりを支援し健康寿命の延伸を図ります。

乳幼児の健康管理（母子保健対策）については、今後も乳幼児の発達支援のために、乳幼児健診により、疾病の早期発見に努めるとともに、健診事後教室等を実施し、地域全体で発達を支援する場の周知と内容の充実を図ります。

また、県立総合精神保健福祉センター、県厚生環境事務所・保健所、県こども家庭センター等関係機関の協力や保健活動・学校保健等の充実により、児童の健康の保持増進を図るとともに、児童を取り巻く様々な問題に的確に対応していくため、関係機関と連携を密にし、相談・指導体制の充実を図ります。

エ 障害者福祉

在宅の重度障害者等介護を要する障害のある人に対する重度訪問介護事業、家族の介護負担を軽減する短期入所事業、日常生活を支援する日常生活用具給付事業等の各種在宅事業の充実を図ります。

さらに、障害のある人の自立と社会参加を進めるために、生活介護や就労系サービス等の充実、障害者自立支援の各種施策・事業の充実を図りながら、今後も地域における障害のある人の自立を支援する体制の整備に努めます。

障害のある人はもとより、高齢者・子どもをはじめ誰もが利用できる安全で快適な環境づくりのため、建築物や道路等のバリアフリー化を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	西浦保育所耐震改修事業	尾道市	因島地域
	(2) 認定こども園	（仮称）御調認定こども園整備事業	尾道市	御調地域
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	瀬戸田福祉保健センター整備事業	尾道市	瀬戸田地域
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	母子保健医療対策事業 ・ 具体的な事業内容 妊産婦健康診査、不妊不育治療、小児救急に係る医療機関の受診等に際し発生する交通費の一部を助成する。 ・ 事業の必要性 安心して子どもを産み育て	尾道市	因島、瀬戸田地域

		<p>られる環境を整備するといった観点から、住民の出産・子育てに係る金銭的負担を軽減する施策が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 見込まれる事業効果等 健診等を目的とした医療機関への受診等に係る利便性の向上と金銭的負担の軽減に伴う安心感の向上。 		
	高齢者・障害者福祉	<p>障害者通所通院等助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業内容 障害者（児）の通所通院に要する交通費及び障害児支援を行う事業所が実施する送迎に要する交通費の一部助成を行う。 事業の必要性 障害のある人が健康で安心して暮らしていける環境を整備するといった観点から、通所通院に係る金銭的負担を軽減するための施策が必要である。 見込まれる事業効果等 障害者（児）の通所通院等に係る利便性の向上と金銭的負担の軽減に伴う福祉の増進。 	尾道市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市北部の地域における医療機関は、公立みつぎ総合病院のほか、診療所が5施設（うち歯科3施設）あります。

公立みつぎ総合病院は、病床数217床（一般病床145床・療養病床72床）、診療科目21、医師数22人、職員数590人の病院として、診療圏域人口約5万人を抱える地域（本市北部、三原市、府中市、世羅町等）の中核病院の役割を果たしています。

救急医療については、二次救急病院の指定を受けており、CT、MRI、手術用顕微鏡の設置をはじめとし、施設等の整備に努めています。

また、日常生活能力の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリを集中的に行う回復期リハビリ病棟や、在宅ホスピスの機能をあわせ持ったターミナルケアとしてのホスピス（緩和ケア病棟）も有しています。

病院の一部である介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・リハビリテーションセンター・デイサービスセンター・ケアハウス・グループホームを保健福祉総合施設と称し、これに公立みつぎ総合病院と御調保健福祉センター・訪問看護ステーション等が加わって、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ってきました。

現在、本地域における地域包括ケアシステムのハード面の整備はほぼすべて完了していますが、サービスを低下させないため、すべての住民が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるように、引き続き、医師確保に努めるとともに医療機器等を整備し地域の拠点となる中核病院として、保健・医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの充実・発展に努めていくことが必要です。

また、市南部の地域における医療機関は、因島医師会病院（令和8年4月1日因島総合病院と統合予定）をはじめ、診療所は向島に12施設（うち歯科5施設）、因島に25施設（うち歯科12施設）、瀬戸田に6施設（うち歯科3施設）あります。その中で公立の医療機関である尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所は、平成21年4月に広島県から本市に移管され、病床数19床（一般病床）の地域に密着した医療機関として、地域医療の確保に努めています。今後、高齢化が進むなか、保健・医療・福祉の連携をより強化していくことが求められており、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所を拠点としたネットワークを強化していく必要があります。

(2) その対策

市北部の地域において、公立みつぎ総合病院は、「地域包括ケアの実践と地域包括ケアシステムの構築及び住民のための病院づくり」を基本理念とし、病気の治療だけでなく、地域住民の健康づくりをはじめとする健康から福祉までという広範な保健福祉活動を展開するため、医師・看護師をはじめ、医療技術者等の人材確保に努めています。

医学の進歩とともに医療を取り巻く状況も大きく変化する中で、今後とも地域の保健・医療・介護・福祉の中核としての公立みつぎ総合病院の役割を十分に発揮していくとともに、住民の医療需要に応じた医療サービスを適切に供給していくための施設整備や医療機関相互の連携を拡充していきます。

また、市南部の地域では、すべての住民が安心して暮らしていけるまちづくりに向け、寝たきり

や生活習慣病等を予防する保健や福祉と連携した医療に積極的に取り組み、適切な医療が受けられるよう、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所の医療機器等を整備し、住民の医療需要に応じた医療サービスを適切に供給していきます。

また、介護や支援を必要とする人たちに十分な支援を行うため、保健・医療・福祉の連携を強化し、効率的で高度なサービスを目指します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所	公立みつぎ総合病院整備事業	尾道市	御調地域
		尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所医療機器等整備事業	尾道市	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 小・中学校

児童生徒数は、一部地域は横ばい状況にはありますが、大半は減少が続いています。しかし、小学校において全学年が35人学級となり、中学校において令和8年度から段階的に35人学級となることや、近年、特別に支援を要する児童生徒数の増加により特別支援学級は増加傾向であることから、学級数は今後も横ばいとなることが見込まれます。

適正な教育環境を確保するために、学校の再編成等適正配置について検証を行っていますが、今後の児童生徒数の推移等によっては、より具体的に検討する必要があります。

これまでの統廃合に係る通学支援費用は増加傾向にありますが、必要な支援ですので、現状を超えないよう関係者や関係機関との協議を継続します。

また施設面でも、一部の校舎等で老朽化が進んでおり、非構造部材の耐震化等、児童生徒の安全確保のため学校施設の計画的な整備を進めていく必要があります。

イ 生涯学習

急激な社会情勢の変化や生活様式の多様化を背景に、生涯を通じて、「集い・学び・生かす生涯学習の推進」という理念にたち、学校・家庭・地域が連携した生涯学習社会を確立していくことが重要となっています。

公民館においては、時代のニーズや地域の実情にあった新しい事業を積極的に実施する等、さらに公民館活動の充実に努めるとともに、地域課題や社会の要請に応える事業に取り組み、住民が安全・安心に公民館活動ができるよう、環境づくりに努めていくことが必要です。

また、すべての住民が心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、各地域にあるスポーツ施設や学校施設等を活用していますが、施設・設備ともに老朽化が進んでいるため、整備・改修等が必要となっています。

さらに、図書館においては、住民の読書活動や学習・研究活動への支援、地域コミュニティの交流の場としての活用に取り組んでいますが、施設の老朽化が進む中で、設備の更新等、計画的に整備を行っていく必要があります。

ウ 人権の尊重

人権は、人としての尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、誰もが幸福に生きるために欠かすことのできない権利です。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切に、他人を大切に、共に生きていくということです。

全地域において、すべての人々の人権が尊重され、互いに共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、より効果的な人権啓発に取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 小・中学校

適正な教育環境を確保するために、学校の形態、適正な学校の配置や規模、新しい時代の学びを実現する学校施設等さまざまな観点を整理したうえで、今後の小・中学校の在り方について検討します。

今後、国際化・情報化等の新しい時代に対応した各学校の特色ある教育活動を充実することを通して、地域の活性化に向けた取組を推進します。

通学支援は、常に児童生徒数に見合う車両配置協議に取り組みます。

引き続き、学校施設の改修工事を計画的に実施し、施設の整備を図り、安全管理に努めるとともに、教育内容等の充実にも努め、次代を担う子どもたちに相応しい教育環境の整備に取り組みます。

イ 生涯学習

住民の多様化・高度化した学習需要に対応し、地域課題や社会の要請にも応える学習内容の充実にも努めるとともに、ライフステージに対応した学習機会の充実を図ります。住民が安全・安心に公民館活動ができるよう、環境づくりに努めます。

また、すべての住民が心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、各地域にあるスポーツ施設をより安全・安心にスポーツが楽しめるよう整備・改修に取り組みます。

図書館については、地域住民のコミュニティの拠点として、より安全で快適に利用できるよう、環境整備に取り組みます。

ウ 人権の尊重

社会情勢の進展に伴ってますます複雑化・多様化する人権問題の解消には、住民が積極的に自らの問題として考え、取り組む姿勢を築くことが重要であることから、講演会等への住民参加の拡大、各種団体への学習機会の提供、さらには広報や啓発資料の提供等を通じて人権教育・啓発を総合的に推進し、住民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小中学校空調設備整備事業	尾道市	全地域
		小中学校非構造部耐震対策事業	尾道市	全地域
		小中学校施設改修事業	尾道市	因島地域
	屋内運動場	小中学校屋内運動場空調整備事業	尾道市	全地域
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	御調ソフトボール球場整備事業	尾道市	御調地域
		御調体育センター整備事業	尾道市	御調地域
		マリン・ユース・センター整備事業（再掲）	尾道市	向島地域
		向島運動公園整備事業（再掲）	尾道市	向島地域
因島運動公園整備事業（再掲）		尾道市	因島地域	

図書館 その他	瀬戸田町B&G海洋センター 整備事業（再掲）	尾道市	瀬戸田地域
	みつぎ子ども図書館整備事業	尾道市	御調地域
	(仮称)御調文化会館整備事業	尾道市	御調地域
	市民センターむかいしま施設 整備事業	尾道市	向島地域
	芸予文化情報センター整備事業	尾道市	因島地域
	瀬戸田市民会館整備事業	尾道市	瀬戸田地域
(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 義務教育	スクールバス運行事業 ・具体的な事業内容 児童生徒の通学に係る通学 バスのチャーターや、路線 バスの利用に係る定期券の 支給等を実施する。 ・事業の必要性 学校の統廃合に際して遠距 離通学を行っている児童生 徒の負担軽減のため必要な 施策である。 ・見込まれる事業効果等 児童生徒の通学に係る利便 性の向上と金銭的な負担の 軽減。	尾道市	全地域
高等学校	御調中・高連携教育推進事業 ・具体的な事業内容 連携型中高一貫教育校に指定 された御調中・高について、両 校連携教育を推進する。 ・事業の必要性 中・高連携教育による教員 の教育指導力の向上や、専 門指導者の招聘による技能 向上・競争力強化により、 地域の次代を担う人材の育 成が期待される。 ・見込まれる事業効果等 高等学校の入学志願者の確 保。地域の次世代を担う人 材の育成。	尾道市	御調地域
	瀬戸田高校活性化事業 ・具体的な内容 県立瀬戸田高等学校を活性化 させるために、瀬戸田中学校	協議会	瀬戸田地域

		<p>と一体となった進学補習（支援）体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性 地域内唯一の高等学校の存続及び地域人口減少の抑制のため、入学志願者の確保に向けた取組が求められる。 ・見込まれる事業効果等 高校の魅力や定員充足率の向上。地域の教育力や子育て環境の充実による定住促進。 	
--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 住環境の整備

若者の定住や地域外からの移住を促進していくことが必要であり、地域の特性や住まいのニーズに対応した住環境を確保する取組が求められます。また、高齢化の進展と人口減少により、空き家の増加が予想されるため、空き家対策も課題となっています。

イ その他

【御調地域】

御調川流域を除く集落では、集落機能の崩壊のおそれが生じる等、過疎化・高齢化が進んでいます。

地域内には63の振興区があり、地域に根差した取組がされていますが、世帯数の減少により、コミュニティ活動の継続が困難な集落の数が増加傾向にあります。

【向島地域】

地域内には35の町内会がありますが、少子高齢化や世帯数の減少が進み、単独での取組が困難になりつつある町内会も出てきており、地域コミュニティ活動の維持・継続が課題となっています。

【因島地域】

地域内には13の区があり、公民館を拠点に地域住民による交流の促進が図られていますが、少子高齢化による人口減少が進む中、地域コミュニティの活力は低下しています。

農業の担い手不足による耕作放棄地の増加や、人口減少に伴う商店街の空洞化、空き家対策が課題となっています。

【瀬戸田地域】

地域内には14の区があり、各区とも少子高齢化や核家族化が進行しています。

このような状況の中、子どもから高齢者まで、ふれあいや世代を超えた様々な活動を通じて相互理解を図り、支えあい共に学ぶことにより、安心して暮らすことのできるまちづくりと、地域コミュニティの再構築が課題となっています。

(2) その対策

ア 住環境の整備

若者の定住や地域外からの移住を促すため、民間住宅の建設については、公的融資制度の効果的な活用を促進し、住宅団地の開発については、土地利用構想や生活環境基盤の整備状況と整合するよう努めます。

また、空き家バンク制度等を活用し、有効活用されていない住宅の情報提供に努めます。

イ その他

【御調地域】

道路や生活環境の整備等地域の特性に応じた整備を進め、定住条件の向上に努めていくとともに、緑の景観を維持・育成していきます。

また、コミュニティ活動の身近な構成単位である振興区については、その機能が十分発揮できるよう、実情に応じて活動を支援します。

【向島地域】

漁業・農業集落の生活道路やコミュニティ施設を整備し、市街地に近接した集落は将来市街地として計画的な基盤整備を進めて良好な生活環境の形成を図ります。

また、地域コミュニティ活動の中心となる町内会の維持・継続に必要な支援を行います。

【因島地域】

持続的な集落の活性化を実現するため、地域の実情に応じた生活基盤の整備や安定した農業用水の供給、空き家バンクによる空き家の活用や、基幹産業である造船業、造船関連産業における技能承継と人材育成の支援を継続するとともに、住民や団体、企業等とも連携した魅力的な協働のまちづくりの推進に取り組みます。

【瀬戸田地域】

子どもから高齢者までのすべての地域住民が住み慣れた地域において、「共に生き、共に支え合い、共に暮らせる」地域社会の実現にむけ、地域住民の「健康・福祉・生きがいづくり」の増進と地域のコミュニティの場としての拠点施設の整備を推進します。

また、住民のエネルギーをまちづくりに活かし、心と心のつながりを強化するために、住民の意向を把握し、ボランティア活動に参加できる条件や環境を整備し、住民の自発的なまちづくり活動を行政が支援する仕組みづくりについても、積極的な推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	御調地区空き家バンク事業 (再掲)	尾道市	御調地域
		因島地区空き家情報提供事業 (再掲)	尾道市	因島地域
	(3) その他	集会施設整備事業	尾道市	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、国指定文化財等が419件所在し、「向上寺三重塔」(国宝)や「みあがりおどり」(県指定無形民俗文化財)、「名荷神楽」(県指定無形民俗文化財)等、多彩な魅力をもつ文化財が残されています。

近年では、旧大浜崎通航潮流信号所が国重要文化財に指定され、村上海賊や北前船のストーリーが日本遺産にも認定される等、郷土の歴史文化を活用する基礎が生まれつつあります。こうした文化財は、将来の地域文化の向上・発展の基礎となるものであり、地域住民の文化財に対する認識を高めていく必要があります。

そのためには、文化財を広く公開していくための機会の創出を進めるほか、祭りや伝統芸能については、積極的に継承・発展させる必要があります。

また、伝承者の高齢化に伴う継承者の減少に歯止めをかけるため、地区保存会・郷土芸能継承団体を中心に、各地の様々なイベントへの積極的参加による普及活動及び継承者の育成を進めていくことが求められています。

このような地域内の豊かな文化遺産を背景に、各公民館を活用した様々な文化活動が展開され、施設的にも文化会館、歴史民俗資料館等を整備しています。

今後も、住民の芸術・文化に対する関心をより高め、文化遺産を有効に活用した住民の芸術・文化活動の促進を図る等、新しい文化の創造を促す環境づくりを進める必要があります。

さらに、个性的な文化施設である圓鏝勝三彫刻記念公園や室内楽専用ホールとして建設されたベル・カントホールは、地域住民の芸術・文化活動の拠点施設として活用されており、今後も施設を有効に活用した芸術・文化の振興を図っていく必要があります。

(2) その対策

貴重な文化財を保存し活用することで、地域文化に対する住民意識の高揚を図ります。向上寺三重塔等、多くの文化財の周知を行うとともに、これらの文化財や日本遺産を紹介する冊子や「新尾道市史」等を住民の地域学習や観光に活用することを検討します。

また、地域住民が芸術・文化に触れる機会を創出し、芸術家からの刺激により住民の芸術活動及び聴衆、次世代の鑑賞者の育成に努めます。

住民の芸術・文化活動の拠点となる文化会館や圓鏝勝三彫刻記念公園、ベル・カントホール等の文化施設の有効活用を図るとともに、住民が芸術・文化に親しみ、潤いある心豊かな生活を送り個性ある文化を創造していくため、芸術・文化活動を推進します。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.0 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	(仮称) 御調文化会館整備事業(再掲)	尾道市	御調地域
	地域文化振興施設	市民センターむかいしま文化ホール整備事業	尾道市	向島地域
		瀬戸田市民会館整備事業(再掲)	尾道市	瀬戸田地域

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	にこびんしゃん祭り（再掲）	実行委員会	向島地域
		いのしま水軍花火大会補助事業（再掲）	実行委員会	因島地域
		因島・水軍ふる里まつり振興協議会補助事業（再掲）	協議会	因島地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市では、ゼロカーボンシティを宣言しており、2050年までに市内の二酸化炭素の実質排出量をゼロにするため、住民や事業者等と共に取り組んでいます。この目標を達成するためには、再生可能エネルギーの利用の促進に向けた取組が必要です。

(2) その対策

ゼロカーボンシティに向けた取組の一環として、再生可能エネルギーの利用促進に向けた取組を行います。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

【向島地域】

平成 21 年度から供用開始した市民センターむかいしまは、防災拠点機能を担う複合施設（公民館・図書館・文化ホール・向島支所）であり、引き続き住民の安全・安心を守るための防災拠点としての環境整備が必要です。

(2) その対策

【向島地域】

施設の電力消費量を削減するとともに住民が安全・安心して利用できるよう、避難所機能を向上させるため、照明設備のLED化を行う等、防災拠点としての環境整備を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1.2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		市民センターむかいしま施設整備事業（再掲）	尾道市	向島地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	御調地区空き家バンク事業	尾道市	移住・定住の促進や交流人口の拡大、人材育成に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		御調町ふれあい秋まつり	実行委員会	
		にこびんしゃん祭り	実行委員会	
		因島地区空き家情報提供事業	尾道市	
		いんのしま水軍花火大会補助事業	実行委員会	
		因島・水軍ふる里まつり振興協議会補助事業	協議会	
		みなとオアシス運営事業	尾道市	
		サンセットビーチ海開き事業	実行委員会	
		瀬戸田夏祭り実行委員会補助事業	実行委員会	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化	イノシシ等農業被害対策事業 防護さく等設置補助	尾道市	地域の産業振興に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		新規就農者育成交付金事業	尾道市	
		環境保全型農業直接支援対策事業	尾道市	
		多面的機能支払交付金事業	営農組織等	
		中山間地域等直接支払制度	集落等	
		因島技術センター運営補助事業	協議会	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	尾道市地域公共交通計画策定事業	尾道市	交通体系の維持・確保に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		金山～赤崎渡船運航事業	尾道市	
		今治～土生航路運航事業	尾道市	
		尾道市因島定期輸送車運行業務	尾道市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	中山間地域等直接支払制度 (再掲)	尾道市	地域における生活環境の整備に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	母子保健医療対策事業	尾道市	地域における子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び普遍に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		障害者通所通院等助成事業	尾道市	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 高等学校	スクールバス運行事業	尾道市	地域における教育の振興や環境整備に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		御調中・高連携教育推進事業	尾道市	
		瀬戸田高校活性化事業	協議会	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	御調地区空き家バンク事業 (再掲)	尾道市	地域コミュニティの活力向上等に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		因島地区空き家情報提供事業 (再掲)	尾道市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	にこびんしゃん祭り (再掲)	実行委員会	地域文化の振興といった観点から地域の活性化に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		いのしま水軍花火大会補助事業 (再掲)	実行委員会	
		因島・水軍ふる里まつり振興協議会補助事業 (再掲)	協議会	

議案第34号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

尾道市マリン・ユース・センター

2 指定管理者

尾道市マリン・ユース・センター共同企業体

代表者 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮 島 浩 彰

広島県福山市南本庄三丁目4番27号

株式会社ベッセルテクノサービス

代表取締役 澁 谷 誠

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

尾道市マリン・ユース・センターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第35号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
尾道市総合福祉センター
- 2 指定管理者
尾道市門田町22番5号
社会福祉法人尾道市社会福祉協議会
会長 加納 彰
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

尾道市総合福祉センターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第36号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

尾道市向島福祉支援センター

2 指定管理者

尾道市門田町22番5号

社会福祉法人尾道市社会福祉協議会

会長 加納 彰

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

尾道市向島福祉支援センターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第37号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
ベルポール駐車場及び尾道駅前駐車場
- 2 指定管理者
尾道市東御所町1番18号
尾道駅前都市開発株式会社
代表取締役 澤田昌文
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

ベルポール駐車場及び尾道駅前駐車場について、指定管理者を指定するものである。

議案第38号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
向島洋らんセンター

2 指定管理者
尾道市向島町3086番地
株式会社オーキッド向島
代表取締役 林 原 啓

3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

向島洋らんセンターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第39号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

尾道市因島デイサービスセンター

2 指定管理者

尾道市門田町22番5号

社会福祉法人尾道市社会福祉協議会

会長 加納 彰

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

尾道市因島デイサービスセンターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第40号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
向島岩子島農業構造改善センター
- 2 指定管理者
尾道市向島町岩子島152番地3
岩子島地区農業構造改善推進協議会
代表者 川口雅司
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

向島岩子島農業構造改善センターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第41号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
向島漁村センター
- 2 指定管理者
尾道市向島町20074番地4
向島町漁業協同組合
代表理事組合長 高 橋 浩 幸
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

向島漁村センターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第42号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
平山郁夫美術館
- 2 指定管理者
尾道市瀬戸田町沢200番地2
公益財団法人平山郁夫美術館
理事長 平谷 祐宏
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

平山郁夫美術館について、指定管理者を指定するものである。

議案第43号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
尾道市農村集落多目的共同利用施設
- 2 指定管理者
尾道市木ノ庄町畑2206番地1
畑多目的共同利用施設運営委員会
代表者 下 岡 敏 和
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

尾道市農村集落多目的共同利用施設について、指定管理者を指定するものである。

議案第44号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
尾道市因島細島ハウス
- 2 指定管理者
尾道市因島重井町7082番地
尾道市因島重井町細班
班長 西原 朝子
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

尾道市因島細島ハウスについて、指定管理者を指定するものである。

議案第45号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
因島水軍城
- 2 指定管理者
尾道市因島土生町1899番地31
一般社団法人因島観光協会
会長 村上 祐司
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

因島水軍城について、指定管理者を指定するものである。

議案第46号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン久保
- 2 指定管理者
尾道市西久保町24番23号
久保地区社会福祉協議会
会長 小川 豊文
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン久保について、指定管理者を指定するものである。

議案第47号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン吉和
- 2 指定管理者
尾道市東元町11番3号
いきいきサロン吉和運営委員会
委員長 山根基嗣
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン吉和について、指定管理者を指定するものである。

議案第48号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン阿草
- 2 指定管理者
尾道市高須町3248番地1
阿草町内会
会長 佐々木 伸考
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン阿草について、指定管理者を指定するものである。

議案第49号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン吉浦
- 2 指定管理者
尾道市吉浦町26番16号
いきいきサロン吉浦管理運営委員会
委員長 三島 忍
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン吉浦について、指定管理者を指定するものである。

議案第50号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン栗原
- 2 指定管理者
尾道市栗原東一丁目10番9号
いきいきサロン栗原管理運営委員会
委員長 山本博之
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン栗原について、指定管理者を指定するものである。

議案第51号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン栗原北
- 2 指定管理者
尾道市栗原町10991番地
いきいきサロン栗原北運営委員会
委員長 友宗 一己
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン栗原北について、指定管理者を指定するものである。

議案第52号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン大元山
- 2 指定管理者
尾道市高須町679番地1
今宮町内会
会長 島田 邦弘
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン大元山について、指定管理者を指定するものである。

議案第53号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン三成
- 2 指定管理者
尾道市美ノ郷町三成195番地1
いきいきサロン三成管理運営委員会
委員長 實政 充
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン三成について、指定管理者を指定するものである。

議案第54号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン西藤
- 2 指定管理者
尾道市西藤町1872番地
いきいきサロン西藤管理運営委員会
委員長 土生 剛史
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン西藤について、指定管理者を指定するものである。

議案第55号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン山波
- 2 指定管理者
尾道市山波町1633番地1
やまなみ老人クラブ
会長 浜原 功
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン山波について、指定管理者を指定するものである。

議案第56号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン新浜
- 2 指定管理者
尾道市新浜二丁目1番20号
新浜西町内会
会長 大田 貞男
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン新浜について、指定管理者を指定するものである。

議案第57号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン向峠
- 2 指定管理者
尾道市栗原町6729番地
いきいきサロン向峠運営委員会
委員長 貝川 雅佳
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン向峠について、指定管理者を指定するものである。

議案第58号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン木ノ庄西
- 2 指定管理者
尾道市木ノ庄町木門田1511番地1
木ノ庄西地区社会福祉協議会
会長 溝川 貢
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン木ノ庄西について、指定管理者を指定するものである。

議案第59号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン三美園
- 2 指定管理者
尾道市美ノ郷町三成2279番地146
三美園団地自治会
会長 吉原 弘治
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン三美園について、指定管理者を指定するものである。

議案第60号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン岩根
- 2 指定管理者
尾道市御調町岩根110番地1
いきいきサロン岩根管理運営委員会
委員長 太田 英雄
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン岩根について、指定管理者を指定するものである。

議案第61号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン本
- 2 指定管理者
尾道市御調町本522番地1
御調町本地区
総代 倉 光 務
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン本について、指定管理者を指定するものである。

議案第62号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン大田
- 2 指定管理者
尾道市御調町大田628番地1
大田協議会
総代 川井 尚二
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン大田について、指定管理者を指定するものである。

議案第63号

尾道市行政手続条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市行政手続条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市行政手続条例の一部を改正する条例

尾道市行政手続条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号、第3条第7号、第4条、第13条並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当

該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「同項中「とき」とあるのは「」に、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尾道市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正にあわせて、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達の方法について、インターネットによる閲覧等、いつでもどこでも確認することができる方法を追加するための条例改正である。

議案第64号

尾道市庁舎駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市庁舎駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市庁舎駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市庁舎駐車場設置及び管理条例（平成10年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表一般使用の項中「100円」を「100円（休日の午前11時から午後2時までは、200円）」に改め、同項備考の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 その後の20分未満の端数は、20分とする。2 休日とは、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する休日をいう。 |
|--|

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、入庫の日時にかかわらず、この条例の施行の日以後に精算を行う使用料の全額について適用する。

提案理由

利用が集中する休日の正午前後の使用料を増額することで、利用時間帯の分散を図ることを目的として、使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第65号

尾道市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷祐宏

尾道市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市営駐車場設置及び管理条例（平成17年条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表第3尾道駅前駐車場の項中「20分ごと」を「10分ごと」に、「20分未満」を「10分未満」に、「20分とする」を「10分とする」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定は、入庫の日時にかかわらず、この条例の施行の日以後に精算を行う利用料金の全額について適用する。

提案理由

尾道駅前駐車場の長時間利用を抑制することで、送迎等の短時間利用を円滑に行えるよう、利用料金の時間区分を改めるための条例改正である。

議案第66号

尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例

(尾道市職員給与条例の一部改正)

第1条 尾道市職員給与条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「調整額」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第15条及び第16条を次のように改める。

第15条 削除

(初任給調整手当)

第16条 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の月額を合計した額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に尾道市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条第1項第2号及び第3号に規定する市の休日の日数を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生

じたときはこれを1円に切り上げた額)。(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

- 2 初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第1項第1号中「及び第4項」を削り、同項第2号中「第4項」を「第5項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、それぞれを利用し、又は使用する距離が交通機関等については片道2キロメートル未満、自動車等については片道1キロメートル未満であるものを除く。)

第20条第4項を次のように改める。

- 4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、第2項に規定する額に前項に規定する額を加算した額とする。

第20条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「出来る」を「できる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「又は前項」を「から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当

該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
第27条中「月額として定められている」を「規則で定める」に改め、「(平成元年条例第34号)」を削る。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第35号)の一部を次のように改正する。

付則第6条第4項中「第8条の規定による改正後の尾道市職員給与条例(以下「新給与条例」という。)」を「尾道市職員給与条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「尾道市職員給与条例第16条及び」に改め、同条第6項及び第8項中「新給与条例」を「尾道市職員給与条例」に改める。

(尾道市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 尾道市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第5条第1号中「料金」の次に「(以下「運賃等」という。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、それぞれを利用し、又は使用する距離が交通機関等については片道2キロメートル未満、自動車等については片道1キロメートル未満であるものを除く。)

第6条の2の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第6条の3 在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮し、管理者が定める職員に対して、管理者が定めるところにより初任給調整手当

を支給する。

(尾道市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 尾道市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第12条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮し、管理者が定める職員に対しては、管理者が定めるところにより、第2種初任給調整手当を支給する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

給与水準が地域における民間の賃金の最低基準を考慮して定める額を下回る職員に対しその差額を補填するために支給する初任給調整手当を、及び通勤に駐車場を利用する職員に対して支給する通勤手当を新設するための条例改正である。

議案第67号

尾道市特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

尾道市特殊勤務手当条例（昭和26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 災害応急作業等手当

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等手当）

第10条 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された他の地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧に係る規則で定める作業又は業務（以下「作業等」という。）に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

2 前項の手当の額は、作業等に従事した日1日につき1,080円を超えない範囲内で市長が定める額とする。

3 作業等が午後10時から翌日午前5時までの間に行われた場合における第1項の手当の額は、前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

災害対策本部が設置された他の地方公共団体の区域に派遣され、災害応急作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するための条例改正である。

議案第68号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

条例第 号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例(昭和36年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員等」を「職員」に改め、「同じ。）」の次に「等」を加える。

第2条第1項第1号中「在勤庁」の次に「(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同項第3号中「その扶養親族又は」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出」を「婚姻の届出」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にしている」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約す

る契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第6項を次のように改める。

- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「交通機関の事故又は天災その他市長が」を「天災その他規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「次」を「次の各号」に、「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等」を「旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)」に改め、同項第1号中「及び第2項」を削り、同条第3項中「を変更(取消を含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければ」を「の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例の定めるところによる。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「によって旅行し」を「により旅行し」に改める。

第8条及び第9条を削る。

第10条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「書類を」を「資料を」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「添付書類」を「資料」に改め、「旅費額」の次に「又は旅費に相当する金額」を、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「返納しなければ」を「返納させなければ」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「並びに様式又は第2項及び前項に規定する期間」を「又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間その他必要な事項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第10条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

3 市長、副市長、教育長及び地方公営企業の管理者（以下「市長等」という。）の鉄道賃に係る前項の規定の適用については、同項中「最下級の運賃の額とする」とあるのは、「最下級の上位の運賃の額とすることができる」とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する

費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

3 市長等の船賃に係る前項の規定の適用については、同項中「最下級の運賃の額とする」とあるのは、「最下級の上位の運賃の額とすることができる」とする。

第11条及び第12条を次のように改める。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

3 市長等の航空賃に係る前項の規定の適用については、同項中「最下級の運賃の額とする」とあるのは、「最下級の上位の運賃の額とすることができる」とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号まで

に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が任命権者の承認を受けて当該職員の所有する自家用自動車(以下「自家用車」という。)により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第12条の2を削る。

第13条から第18条までを次のように改める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下この号及び次号において同じ。)を職員の新住居地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条から第20条の2までを削る。

第21条第2項中「利用する必要がある場合には、これに要した運賃の実費額」を「利用し、又は公用車等を使用した場合には、これらに要した費用(これに付随する費用を含む。)」に改め、同条第3項中「、別表第1に掲げる宿泊料の範囲内で」を削り、「宿泊料の実費額」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第4項を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第22条を次のように改める。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条を削る。

第24条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条第3項中「、教育長等」を「又は教育長」に、「上級者」を「これらの者」に改め、同条を第23条とする。

第25条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

附則第4項中「第24条第3項」を「第23条第3項」に、「第11条第1項第1号及び第4号の規定並びに第12条第1項第1号、第2号及び第4号」を「第9条第1項第5号及び第10条第1項第4号」に、「8級以下の職務にある」を「市長等以外の」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「車賃」を「その他の交通費」に、「37円」を「規則で定める額」に改める。

(尾道市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 尾道市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する旅費の支給については、職員等の旅費に関する条例(昭和36年条例第20号)の規定を準用し、その支給額については、職務の内容に応じて別に市長が定める。

第2条第3項第4号中「第21条第1項」を「第19条第1項」に改める。

(尾道市実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 尾道市実費弁償に関する条例(昭和31年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 前条の規定により支給する額は、1日につき2,500円と職員等の旅費に関する条例（昭和36年条例第20号）の規定により一般職の職員に支給する額に相当する額との合計額とする。

（尾道市消防団条例の一部改正）

第5条 尾道市消防団条例（昭和40年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「費用を弁償するため、別表の定めるところにより」を「旅行について、費用弁償として」に改め、同条第2項中「支給方法」を「支給額及び支給方法について」に、「。以下「旅費条例」という。）」を「」の規定により支給する一般職の職員」に改める。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けるこ

とができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 4 第2条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第3条の規定による尾道市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条の規定による尾道市実費弁償に関する条例の一部改正及び第5条の規定による尾道市消防団条例の一部改正に伴う経過措置については、前3項の規定の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、宿泊費について宿泊費基準額を定めた上で定額支給から実費支給とするため、宿泊を伴う旅行の場合に宿泊手当を支給するため、その他所要の改正を行うための条例改正である。

議案第69号

尾道市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

尾道市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

870	1,000
510	600
51	60
5	6
3	4
490	590
300	360
1,000	1,200
420	500
1,800	1,900
1,000	1,200
21	25
30	36
45	54

を

に改め、

61
91
120
210
300
610

72
110
140
250
360
720

「第32条第1項第3号」の次に「(自動運行補助施設に係る部分を除く。)」を加え、

1,000
900
540
1,000
18
180
180
1,800
810
18
180
18
180
1,800
900
1,000
180
100

を

1,200
950
570
1,200
19
190
190
1,900
960
19
190
19
190
1,900
950
1,200
190
120

に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

道路法施行令の一部改正により国が管理する指定区間内の国道の占用料の額が改定されたことに準じ、市が管理する道路についても占用料の額を改めるための条例改正である。

議案第70号

尾道市準用河川区域内占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市準用河川区域内占用料徴収条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市準用河川区域内占用料徴収条例の一部を改正する条例

尾道市準用河川区域内占用料徴収条例（平成12年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

870
510
51
1,800
21
30
45
61
91
120
210
300
610

1,000
600
60
1,900
25
36
54
72
110
140
250
360
720

を

に改める。

	140
	180

	140
	190

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

道路占用料の額の改定に準じ、準用河川区域内の占用料の額を改めるための条例改正である。

議案第71号

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例

尾道市都市公園条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2号の表中

870円		1,000円	
510円		600円	
51円		60円	
5円		6円	
3円		4円	
1,000円		1,200円	
30円	を	36円	に改める。
120円		140円	
610円		720円	
420円		500円	
1,000円		1,200円	
810円		960円	
180円		190円	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

道路占用料の額の改定に準じ、都市公園の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第72号

尾道市景観条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市景観条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市景観条例の一部を改正する条例

尾道市景観条例（平成18年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項を次のように改める。

景観地区内（規則で定める区域を除く。）の敷地に塀又は柵（いずれも建築物の一部であるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合は、原則として自然素材（木、竹、石等をいう。第2号において同じ。）又は伝統的な素材を用いたものとしなければならない。ただし、これにより難しい場合は、次のいずれかの塀又は柵とすることができる。

- (1) 化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀等（着色する場合には、彩度を低くしたものに限る。）
- (2) 金属製の柵であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - ア 自然素材を模したもの又は防犯若しくは目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があるもの
 - イ 褐色系を基本とし、地域の特性に応じて、無彩色又は低彩度の落ち着いた色彩であるもの

第17条第2項中「フェンスなど」を「柵」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改める。

別表第1項中「さく」を「柵」に改め、同表第2項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 歩道橋及び浮棧橋（連絡橋を含む。）
別表第2項に次の1号を加える。

(11) 太陽光発電施設

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

良好な景観の形成を促進するため、景観地区内の敷地に塀及び柵を設ける場合の制限内容及び景観計画区域内における建築等の届出を要さない工
作物を改めるための条例改正である。

議案第73号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例

尾道市手数料条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 理容所検査手数料（理容所開設届）の項から温泉利用許可の地位の承継の承認申請手数料の項までを削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

広島県の事務を市町が行う特例条例により広島県から移譲された生活衛生事務の一部を返還することに伴い、関連する手数料に関する規定を廃止するための条例改正である。

議案第74号

尾道市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尾道市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規

定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第11条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第2項中「、同項第1号にあっては」を削り、「第3位」を「第4位」に、「、同項第2号及び第3号にあっては、」を「又は」に改める。

第15条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の13を第15条の18とし、第15条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額

(第19条、第19条の4、第19条の5及び第19条の7の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の7に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険

法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の17 第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「若しくは第15条の6の3」を「、第15条の6の

3若しくは第15条の14」に、「第19条の4第1項(同条第3項)を「若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の4第1項(同条第3項又は第4項)に、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の4第4項第1号(同条第6項)を「額、同条第5項(同条第7項又は第8項)に、「又は第4項)を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)に、「の算定)を「若しくは第19条の7第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8)を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の14」に、「第19条の4第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の4第4項第1号)を「若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の4第1項に定める額、同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号)を「、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の7第1項」に改める。

第19条第1項中「66万円)を「67万円)に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項)を加え、「(以下この項)を「(次号及び第3号並びに第5項)に改め、同項第2号中「30万5,000円)を「31万円)に改め、同項第3号中「56万円)を「57万円)に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第19条第3項及び第4項中「66万円)を「67万円)に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の

数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第15条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号のアからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第19条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第5項」に改める。

第19条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「〔後期高齢者支援金等賦課額〕と」の次に「、第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条中第

5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の16第2項」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「(第5項)」を「(第6項)」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項中」を「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「「26万円」と」の次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、

第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の16第2項」と読み替えるものとする。

第19条の5に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の16第2項」と読み替えるものとする。

第19条の6の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第19条の7 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は第19条の5第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第15条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例(第11条の3の改正規定を除く。)による改正後の尾道市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度分以後の保険料について、子ども・子育て支援納付金分の賦課基準等を定めるため、並びに基礎賦課限度額を改めるため、及び低所得者に対する保険料の減額措置を拡充するための条例改正である。

議案第75号

尾道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

尾道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条(見出しを含む。)並びに第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は、適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に伴い、一定の基準を満たした離島その他の地域において一般型乳児等通園支援事業を実施する場合に、条例で定める設備及び職員に係る基準を適用しないこととするため、その他所要の改正をするための条例改正である。

議案第76号

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例（平成16年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表いきいきサロン原田の項、いきいきサロン浦崎の項及びいきいきサロン向東の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

いきいきサロン原田、いきいきサロン浦崎及びいきいきサロン向東を廃止するための条例改正である。

議案第77号

尾道市スケートボード場設置及び管理条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市スケートボード場設置及び管理条例を廃止する条例案

条例第 号

尾道市スケートボード場設置及び管理条例を廃止する条例

尾道市スケートボード場設置及び管理条例（平成15年条例第37号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

尾道市スケートボード場を廃止するための条例廃止である。

議案第78号

尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する
条例案

条例第 号

尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する
条例

尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例（平成12年条例第25号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 江奥市民スポーツ広場の項を削る。

別表第2の1 夜間照明施設使用料の表江奥市民スポーツ広場の項を削
る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

江奥市民スポーツ広場を廃止するための条例改正である。

議案第79号

消防特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

消防特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案

条例第 号

消防特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

消防特殊勤務手当条例（平成17年条例第300号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 災害応急作業等手当

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第9条 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された他の地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務（以下「作業等」という。）に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

2 前項の手当の額は、作業等に従事した日1日につき1,080円とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における第1項の手当の額は、作業等に従事した日1日につき当該各号に定める額（同一の日において、当該各号のいずれにも該当するときは、2,160円）とする。

(1) 作業等が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合

1, 620円

- (2) 作業等が災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行われた場合 2, 160円

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

災害対策本部が設置された他の地方公共団体の区域に派遣され、著しく危険又は困難な作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するための条例改正である。

議案第80号

尾道市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尾道市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「

円	円	円
12,900	13,700	14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」

を
「

円	円	円
13,340	14,170	15,000
11,670	12,500	13,340
10,000	10,840	11,670

」

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尾道市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた尾道市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改めるため、及び非常勤消防団員等に扶養親族がある場合において補償基礎額の加算対象から配偶者を除くこととし、22歳までの子に係る補償基礎額の加算額を改めるための条例改正である。

議案第81号

尾道市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月18日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市介護保険条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市介護保険条例の一部を改正する条例

尾道市介護保険条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 4 市長は、第1項第6号に掲げる理由により保険料を減免する場合において、公簿等により当該理由を確認することができるときは、前2項の規定を適用しないことができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険料の減免について、市長が必要と認める特別な理由があることを公簿等により確認することができる場合には、申請によらずに行うことができることとするための条例改正である。